

令和七年六月 青森県議会第三百三十二回定例会会議録 第二号

令和七年六月十八日（水）議事日程 第二日

午前十時三十分開議

第一、一般質問

本日の会議に付した事件

第一、一般質問（阿部広悦、夏堀嘉一郎、川村 悟、夏堀浩一各議員）

午前十時三十分開議

出席議員 四十八名

議長 長 丸 井 裕

副議長 長 寺 田 達 也

一 番 丸 井 裕

三 番 井 本 貴 之

五 番 小 笠 原 大 佑

七 番 大 澤 祥 宏

九 番 大 平 陽 子

十一番 夏 坂 修

十三番 吉 田 ゆかり

十五番 成 田 陽 光

十七番 大 崎 光 明

十九番 和 田 寛 司

二十一番 菊 池 勲

二十三番 鶴 賀 谷 貴

二 番 工 藤 貴 弘

四 番 工 藤 悠 平

六 番 夏 堀 嘉 一 郎

八 番 北 向 由 樹

十 番 斉 藤 孝 昭

十二番 後 藤 清 安

十四番 大 澤 敏 彦

十六番 福 士 直 治

十八番 木 明 和 人

二十番 小 比 類 卷 正 規

二十二番 高 畑 紀 子

二十四番 田 端 深 雪

二十五番	吉 俣 洋	二十六番	谷 川 政 人
二十七番	花 田 栄 介	二十八番	齊 藤 爾
二十九番	寺 田 達 也	三十番	蛭 沢 正 勝
三十一番	高 橋 修 一	三十二番	工 藤 慎 康
三十三番	夏 堀 浩 一	三十四番	櫛 引 ユ キ 子
三十五番	今 博	三十六番	川 村 悟
三十七番	安 藤 晴 美	三十八番	山 谷 清 文
三十九番	山 田 知	四十番	三 橋 一 三
四十一番	工 藤 兼 光	四十二番	森 内 之 保 留
四十三番	清 水 悦 郎	四十四番	阿 部 広 悦
四十五番	田 中 順 造	四十六番	田 名 部 定 男
四十七番	伊 吹 信 一	四十八番	鹿 内 博

出席事務局職員

局 長 工 藤 康 成

議事課長 角 田 正 人

総括主幹 土 屋 順 司

総括主幹専門員 中 野 弥 寿 喜

主 査 岡 崎 正 博

次 長 伊 藤 敏 文

副 参 事 鳴 海 康

総括主幹 下 村 恭 子

主 幹 山 口 友 一

主 査 中 畑 祥 将

地方自治法第二百二十一条による出席者

知 事 宮 下 宗 一 郎

副 知 事 小 谷 知 也

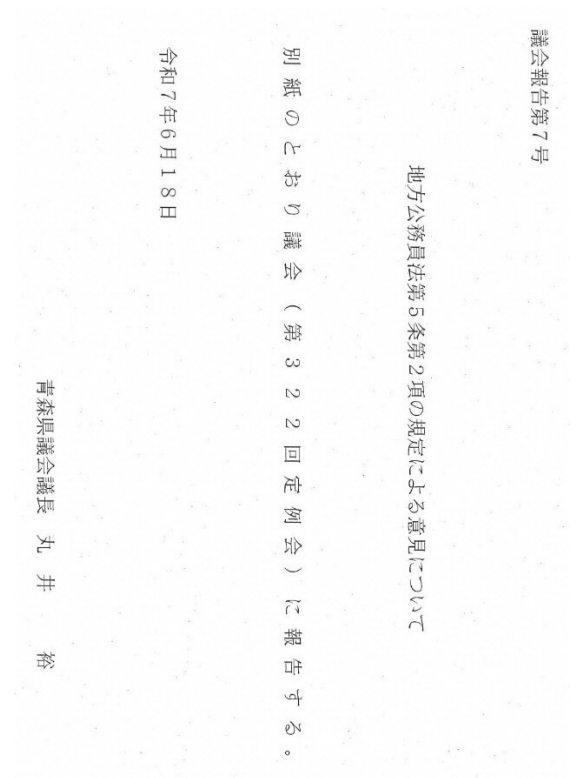
副 知 事 奥 田 忠 雄

総務部長	澤 純 市		
財務部長	千 葉 雄 文		
総合政策部長	後 村 文 子		
こども家庭部長	若 松 伸 一		
交通・地域社会部長	舩 木 久 義		
環境エネルギー部長	豊 島 信 幸		
健康医療福祉部長	守 川 義 信		
経済産業部長	上 沢 謙 一		
観光交流推進部長	齋 藤 直 樹		
農林水産部長	成 田 澄 人		
県土整備部長	古 市 秀 徳		
危機管理局长	築 田 潮		
国スポ・障スポ局長	出 崎 和 夫		
会計管理者	小 坂 秀 滋		
教 育 長	風 張 知 子	教 育 次 長	早 野 英 明
警察本部長	小 野 寺 健 一	警 務 部 長	中 村 誠
監 査 委 員	佐 々 木 知 彦	監 査 委 員 事 務 局 長	松 田 大

○議長（丸井 裕） おはようございます。ただいまより会議を開きます。

◎ 議 会 報 告

○議長（丸井 裕） 議会報告として、第七号「地方公務員法第五条第二項の規定による意見について」をお手元に配付してあります。





青人委7第71号
令和7年6月16日

青森県議会議長 丸 井 裕 殿

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一
(公 印 省 略)

地方公務員法第5条第2項の規定による意見について

令和7年6月12日付け青議第85号をもって求められたこのことについては、下記のとおりです。

記

議案第1号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」

(意見)

本条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い一年につき条例で定める時間を超えない範囲内で取得することができる部分休業について当該時間等を定め、及び一日につき二時間を超えない範囲内で取得することができる部分休業に係る承認の要件等を改めるためのものであり、適当であると考える。

議案第2号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」

(意見)

本条例案は、警察職員に係る災害応急警備等手当の支給限度額を引き上げるためのものであり、適当であると考える。

◎ 県政に対する一般質問

○議長(丸井 裕) 一般質問を行います。

四十四番阿部広悦議員の登壇を許可いたします。――阿部議員。

○四十四番(阿部広悦) 自由民主党の阿部でございます。

議長のお許しを得、さきに逝去されました田名部匡省先生に謹んでお別れの言葉を申し上げます。

政治の先達として数々の御指導、御教示をいただいてまいりました。ありがとうございました。いろいろな思い出は尽きませんが、あの独特の声調、南部弁で、「この世界、義理と人情と瘦せ我慢だね」と話されたことが思い出されます。今その言葉を私が津軽弁で話をさせていただいています。国会の活躍は皆様方も御存じのとおりであります。この県議場でも、声調、南部弁で県政の未来を熱く語っておられました。県議会議員当選第一期目には七番の席で、そして二期目のときは二十八番の席で県政を語っておられたと聞いております。今は数多くの思い出を懐かしみ、心から哀悼の意を表します。さようなら、田名部匡省先生。それでは、一般質問に入ります。

今回の質問の趣旨は、六月二十九日で宮下知事就任二年となり、任期の折り返しを迎えます。青森新時代を掲げ、県政執行の斬新さとスピード感はすばらしいものがあると思います。

しかし、そこには無理な追求感覚に片内からため息が出ていることを御存じでしょうか。今任期折り返しを迎え、さらに改めるものは改め、挑戦すべきものは挑戦し、青森県の将来を切り開いていかねばならないと思います。そのためには、知事、執行部と議会は両輪であり、同じ方向を見ながら進むべきものと思います。

「一步離れて二歩離れず」。県政最大会派の我が会派は、そのような感覚で県政を補完していると自認しております。何よりもこの二年間、



知事提出議案全てに賛成してまいりました。議案賛成ということは、その議案を我々もまた責任を負うということであります。今回の質問の知事の政治姿勢については、「一步離れて二歩離れず」の「二歩離れて」の思いで質問してまいります。

知事の政治姿勢、以下六項目について質問いたします。

まず、専決処分を必要とした理由についてであります。

知事は、就任後僅か四十日もたたずして、令和五年八月七日、一般会計補正予算を専決処分いたしました。専決処分とは、首長が議会に代わって意思決定を行うことであり、専決処分をすれば議会が議決したと同様の法律効果を発生するものであり、議会としては、その運用を真剣に見守っていかなければならず、軽々に運用させるべきではない問題であります。ましてや災害時の緊急対応は別として、政策が示され、その予算となれば議会がきちんと対応すべき案件であります。税金が使われるわけでありますから、議会審議が当たり前のことであります。専決処分の理由に、緊急を要し、議会を開く間がないと知事が認める場合とありますが、招集権を持つ知事の主観的な判断ではなく、あくまでも客観性がなければならぬのは当然のことであります。

そこで、令和五年度の専決第一号は臨時会で対応すべきであった事案と考えますが、見解を伺います。

次は、県庁大改革と銘を打った知事の政策、組織体制の見直しについてであります。

知事は、当選直後の記者会見で、この県庁大改革について、大幅な見直しについても就任してすぐに着手する、県民目線で新たな県庁の組織を構築するという発言をしております。

昨年四月には本庁組織の八つの部を新設・再編し十四部局とし、今年四月には六つの地域県民局を廃止し、各事務所を本庁部局の直轄としました。この数十年、行政改革推進の下、県庁の組織も職員数も減らしてまいりました。スリム化を進めてきたわけであります。最近では、これに

加えて働き方改革が求められております。実働時間がさらに減っていくのであります。でも、県庁大改革で部局が二つも増えました。私は、そこに違和感があるわけであります。職員は無限にいるわけではありません。その状況下でなぜ部局を増やす必要があったのか私には分かりません。その上、第二弾で県民局をなくしました。

地域県民局の大本は、かつて木村県政の頃から総合合同事務所という構想があり、それが三村知事になって地域県民局という名で収まりました。他県でも地域振興局とか、各地に支部を置いているところは今でもあります。これは、現場への権限委譲と、地域に密接に関わり、その場で政策を打つためであります。地域県民局は、局長が主導し、地域づくりを行っていくことでした。それがなくなりました。元に戻る、先祖返りをしたわけであります。

市町村等との連絡、連携を一層密にしながら、共に地域づくりを進めていくために設置した地域県民局を廃止する。廃止がより地域のためになる。これもなぜなのか私には分かりません。結局、宮下知事が県庁組織を見直す理由は、知事が自ら言った言葉であります。新政権になったので、人心一新が必要だからという、ただそれだけなのではないかと思っております。

県庁大改革は、知事の思いだけで成し遂げられるものではありません。実践するのは職員です。県庁の職員は、この二年で本庁も出先機関も大きく変わり、これからどうなっていくのだろうか不安に思っている職員もいるはずです。その不安を取り除いていかなければいけない。そして、職員の負担ばかりが増えることはあってはならないと思います。繰り返しますが、実践するのは知事でなく、職員です。県職員がやりがいを持って、もっと活躍してもらうこと、これが組織にとって一番有意義であります。それがリーダーとしてのマネジメント、知事としてふさわしい姿勢だと考えます。

そこで、三点について質問します。

一点目として、従前は組織のスリム化を図ってきたにもかかわらず、県庁大改革として本庁を十四部局に増やした意図について、改めて知事の考えをお伺いいたします。

二点目として、本庁部局の再編により、職員がやりがいを持って働ける環境となったのか、知事の認識をお伺いします。

三点目として、地域県民局の廃止が県民の利益にどのようなつながるのか、知事の考えをお伺いいたします。

次は、県職員の活用についてであります。

これまで宮下知事は、有識者会議等を活用し、幅広い見地からの助言を得ながら様々な施策を展開してまいりました。例えば子供・子育て政策については青森県こども未来県民会議を設置し、また、教育改革については青森県教育改革有識者会議を設置するとともに、新たに策定した青森県教育施策の大綱に基づき教育行政の実現を目指し、様々な施策を進めてまいりました。こうした有識者会議はマスコミ報道等でも取り上げられることが多く、県民の注目を集めることも多いところでありますが、県の政策を具体化し、これを着実に前に進めてきたのは県職員一人一人の実践によるものであり、今後も変わらないものであると思っております。

そこで質問ですが、宮下知事就任後、有識者会議の設置が目立ちますが、県の政策形成において、より県職員の能力等を活用すべきと考えます。これについて知事の見解をお伺いいたします。

次は、こども・子育て「青森モデル」についてであります。

昨年十月に、二〇四〇年を目標に合計特殊出生率二以上を達成し、人口の純移動率を反転させることを目指す「青森モデル」を発表しました。国による合計特殊出生率の推移は、本県で出生率が二以上となったのは昭和五十一年以降一度もなく、また、純移動率についても、プラス、つまり転入超過になったことは過去一度もないとのことであります。

去る六月四日に国が発表した最新の人口動態統計調査の結果により

ますと、二〇二四年の本県合計特殊出生率は一・一四であります。昨年度の一・二三から〇・〇九ポイント下落し、全国平均一・一五を下回る水準となっております。「青森モデル」の目標は大変ハードルの高いものであります。

そこで、二点について質問いたします。

一点目として、二〇四〇年を目標に合計特殊出生率二以上を達成し、純移動率を反転させるため、どのように取り組んでいくのかお伺いします。

二点目は、合計特殊出生率二以上を達成し、純移動率を反転させることは極めて困難と考えますが、知事の考えをお伺いいたします。

次は、県民対話集会「＃あおばな」についてであります。

知事は、令和五年六月二十九日——就任時です——知事就任の記者会見で、県民の皆様との対話の機会を重ねていき、政策のヒントを得て、県政改革を押し進めていく、そういうスタイルを貫いていきたいと考えていますと言われました。その言葉どおり即座に行動を起こし、八月二十一日に初めてとなる「＃あおばな」を実施し、これまでに百二十回を超える対話が続けているとのこと、そのスピードと実行力はすばらしいものだと感じています。

ただ、この「＃あおばな」は、公募によるものや学校で行うものなどがありますが、公募では選ばれる倍率が毎回二倍から三倍ということで、実施できない団体も数多くあると認識しております。応募してくれた全ての団体は、県に対する意見や要望などがあり、知事との直接対話を希望して申し込んでいるはずですが、たまたま実施できた団体の意見は聞けませんが、実施できない団体は何回申し込んでも機会が得られないというのは不公平なのではないのでしょうか。県民対話集会「＃あおばな」は、政策のヒントとするため実施しているものですが、選ばれなかった団体からの声にも政策のヒントが眠っているのではありませんか。令和五年七月定例県議会にて、知事は、「青森新時代。それは、知事

が青森県を一つの家として、県民は皆が家族と考えて、県民一人一人に直接向き合う時代です。見せかけだけではなく、パフォーマンスだけではなく、まるで団らんをしながら居間にいるかのように語り合う。そして、県民お一人お一人の意見が県政を大きく動かす可能性のある時代です」と所信を表明されています。誠に見せかけやパフォーマンスではなく、県民に寄り添うためにも応募者の声を聞く必要があると考えます。

そこで、二点について質問いたします。

一つとして、募集から実施後の施策への反映までの一連の流れについて質問いたします。

二点目として、県民との直接対話に対する知事の考えを質問いたします。

政治姿勢の最後の質問であります。共同経営・統合新病院に係る整備場所についてであります。

統合新病院については、三月に基本計画が策定されました。自民党派として関連予算に賛成しており、統合新病院の整備を進めることは了承しているところですが、整備場所の決め方、政策のプロセスについては腑に落ちないというのが率直な意見であります。基本計画は決定したものの、整備場所などについて地域住民からの反対の声がいまだに聞こえてくるのは、やはり整備場所の決定方法、プロセスに問題があったからではないでしょうか。

振り返りますと、整備場所については、三村前知事時代の令和四年八月の基本的事項において、三か所の検討対象地と候補地選定の考え方が示され、議員全員協議会などで議会でも議論した上で検討が進められていました。これはまさに県の政策として示されたものであります。

ところが、宮下知事就任後、青森市の検討会議で青い森セントラルパークが望ましいという意見が七割であったにもかかわらず、有識者会議を経て県営スケート場周辺が検討対象に追加されました。これまで、工期の短縮、経費節減の観点から既存建物がない場所という考え方であっ

たのが、既存建物がある場所が追加されました。これはまさしく政策変更そのものだと思います。

政策変更の何が問題かという点、行政の継続性が損なわれ、それによって行政コスト、つまり税金が無駄になるということでもあります。ですから、これまでも行政の継続が大事なことであり、我々は教示を受けてまいりました。

この統合問題については、平成三十年度の県立中央病院の将来構想から始まり、行政コストをかけ、検討を重ねてきたものであります。それが簡単に覆されるのは非常に問題であります。統合新病院に関しては、いまだ問題が整理されておらず、県民を納得させることができていません。だからこそ、次の三点について知事の認識をお伺いいたします。

一点目として、当初、既存建物がない場所として三か所の検討対象地を選定し、検討を進めていたにもかかわらず、既存建物がある土地を検討対象地に加えたことは政策変更にあたるものと考えます。このことは昨年の議員全員協議会でも質問していますが、納得できる答弁はいただけませんでした。改めて知事の見解を質問いたします。

二点目として、政策変更によって生じる行政コストのロスについて、知事はどのように認識しているのか質問いたします。

三点目として、基本計画について、浜田地区住民から十分な理解が得られていない状況にあります。今後、住民の理解を得るために、県はどのように取り組んでいくのか質問いたします。

次は、むつ総合病院の新病棟建設についてであります。

下北半島の医療の中核を担うむつ総合病院の建て替えのため、運営主体の下北医療センターでは、令和三年に基本構想・基本計画、令和四年には基本設計、令和五年に実施設計を策定しました。ところが、令和五年九月に行われた入札は、入札参加申請がなく不調、続いて、令和六年十二月の第二回目の入札は、開札の結果、不落札、令和七年三月に予定されていた入札は中止が発表され、建設計画は白紙となりました。これ

は、総事業費が次々と膨れ上がっていったためだと言われております。基本設計では百九十六億円、第一回入札に臨んだ実施設計では二百六十九億円、これは不調になりました。第二回入札では三百五十億円、これは不落札。第三回入札では膨れ上がり四百十五億円と、当初の想定から実に二倍以上となりましたが、それでも落札する業者がなく、中止ということであります。

さて、最近では、私の地元津軽で弘前記念病院が今建て替え工事を進めております。病床数は百三十八床で、総事業費は四十二億円と聞いております。

一方のむつ総合病院は、白紙となった計画では、建て替え後の病床数は三百二十六床で、総事業費は四百十五億円、病床数は二倍強、事業費は十倍、これは、昨今の建設資材の高騰や遠隔地の下北地域では労働者を受け入れる宿舎がないといったことだけではなく、最大の要因は、やはり新病棟そのものの特徴的な超モダンデザインにあると思います。白紙となった実施設計では、新時代の健康拠点のデザインコンセプトとして、「こころの風景 アゲハチョウ」が掲げられております。

昭和五十二年に建設された病棟は、時の経過に伴う老朽化に加え、今の医療環境の変化への対応が難しくなっております。一刻も早く適正な規模で切れ目なく医療を提供することが望めます。下北医療センターの管理者である山本むつ市長も、療養できる環境をつくることが一番大事、新たな検討では建物形状にこだわらないと公表しております。公共事業発注は、地域経済の向上にも寄与するものです。身の丈に合ったもので地域の住民たちに不安を与えない発注をすべきであります。

県では、平成十一年十二月に青森県自治体病院機能再編成指針を策定し、各自治体が機能再編成に取り組みやすい環境を整備してきました。そのことが西北五地域におけるつがる総合病院の開院などにつながりました。現在の青森県地域医療構想においても、自治体病院等の機能再編成が掲げられております。今回のむつ総合病院の新病棟建設について

も、県が手厚く関わり合いを持って取り組むべきと考えます。

そこで質問ですが、計画の再検討が行われているむつ総合病院の新病棟建設について、県の認識と対応をお伺いいたします。

次は、青森県立高等学校教育改革推進計画における下北地区統合校についてであります。

むつ総合病院と同様、校舎改築工事が入札中止になっている問題であります。医療関係施設と教育施設が頓挫しているこの事実、むつ市で一体何があったのだろうと考えさせられる事案であります。しかし、統合校の開校は令和九年四月ということで、急ぎ解決策を求めているかねばならないと思っております。

去る五月十八日にむつ市で開催された地域説明会において、県教育委員会からは、生徒の学習環境の充実を着実に進められるよう、様々な観点から整備方針を検討している旨の説明がありましたが、これに対し参加者からは、校舎の設備については、地域の意見をしっかりと反映しながら早急に進めてほしいや、統合を白紙撤回し、次期計画で統合すればよいのではないかといった厳しい声が上がられたところであります。

また、先日、むつ市及びむつ市教育委員会から要望書が、むつ市議会からは意見書が提出されました。その要望書、意見書を拝見させていただきました。子供たちの学習環境を充実させる上で施設整備は重要な役割を担うものであり、このような地域の声にはしっかりと応えていくべきだと思います。

そこで、三点について質問いたします。

一点目として、地元関係団体からの要望や意見を踏まえ、速やかに校舎の整備方針案等を示すべきと考えますが、県教育委員会の考えをお伺いします。

二点目として、下北地区統合校の開校に向け、県教育委員会はどういうに取り組んでいくのかお伺いいたします。

そして、先日の新聞報道によりますと、教育委員会定例会において、

むつ工業高等学校及び青森西高等学校の校長を公募することが公表されました。学校においてセンタースポーツは、学校の経営者たる校長であります。リーダーシップを発揮できるような人材を公募し、選定する考えは、期待が持てる反面、若干の不安があるのも事実です。

そこで、三点目として、県教育委員会が公表した県立高等学校の校長の公募の目的及び概要についてお伺いいたします。

最後の質問であります。ボールパーク整備についてであります。

県は、昨年度、ボールパーク整備検討会議を開催し、有識者による検討を重ね、今年三月に報告書が取りまとめられたところです。この報告書に基づき、どのような施設が整備されるかについて県民は注目しております。多くの県民に喜んでいただける施設としてボールパークを整備するためには、野球をやる人だけではなく、多様な年代の方、多様な目的を持った方に利用していただき、にぎわいと交流が実感できるものとしなければなりません。そのため、県が整備に向けて検討を進めていくに当たっては、人口減の社会を考察しつつ、より使い勝手のよい、県民から愛される施設として整備場所や機能を考えていくことが重要となります。

そこで質問ですが、にぎわいと交流を創出するボールパークの整備方針について県の考えをお伺いし、壇上からの質問といたします。

○議長（丸井 裕） 知事。

○知事（宮下宗一郎） おはようございます。阿部広悦議員にお答えいたします。

私からは、まず、令和五年度青森県一般会計補正予算の専決処分を必要とした理由についてお答えいたします。

青森県教育改革有識者会議及び青森県こども未来県民会議の設置については、専決処分を行う前の令和五年七月定例県議会において、議員各位からその設置目的等について御質問をいただき、私からその必要性や両会議を速やかに設置したいと考えている旨等について御説明申し

上げたところであります。

その上で、教育改革や少子化対策に必要な施策の検討を速やかに進め、予算等の的確に反映させていくためには、いち早く有識者や県民の皆様から意見を伺う必要があったことから、早期に両会議を開催することとしたものであります。

なお、本専決処分については、令和五年九月定例県議会に報告し、賛成多数で御承認をいただいております。

次に、本庁を十四部局に増やした意図についてお答えいたします。

本県においては、これまで、行財政改革の一環として、職員数の適正化と組織、機構の簡素・効率化を進めてきたものと承知しております。一方で、本県では、長い間、大規模な組織再編がなされておらず、従来の組織体制のままでこれからの社会環境の変化等に対して柔軟な対応が可能なか問題意識を持つておりました。そこで、知事就任後、直ちに本県が目指すべき政策を実現していくための組織体制について、ゼロベースで検討に着手したところであります。

本庁体制の検討に当たっては、時代に即した組織体制とすべく、県基本計画の政策テーマと連動させることに加えて、県民の皆様が主役の県政を実現するという視点や、職員がやりがいを持つて働ける環境づくりなども重視し、令和六年四月から十四部局体制に再編したものであります。

次に、職員がやりがいを持つて働ける環境づくりに対する認識についてお答えいたします。

私としては、職員がやりがいを持つて働くためには、自分たちの仕事や県民の皆様の暮らしの向上に直接結びついているとの実感が持てることが最も大切なことと考えております。

令和六年四月の本庁部局の再編において、本庁部局を県基本計画の政策テーマに連動した体制としたことにより、それぞれの職員の仕事が青森県の目指す具体像にどうつながっているのかが明確になり、職員の勤

勉強や努力、そして挑戦が成果として具体的に見やすくなりました。

その上で、職員の新しいアイデアを生かす環境を整えることも重要だと考えております。私自身も、今年度から職員向けの研修講師を二講座、計十こま年間で受け持つております。講義の中では、職員一人一人の挑戦が新しい時代をつくっていくことや、前例を捨てる勇氣を持つこと、そして時代の先に行く感性を持つことなど、職員のモチベーションアップや新たなアイデアの發揮につながるようなメッセージを直接伝えております。このほか、職員アンケートの実施や若手職員が意見を述べやすい雰囲気醸成など、引き続き職員がその能力を十分に發揮できる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、地域県民局の廃止が県民の利益にどのようにつながるのかについてお答えいたします。

各地域において、各分野の課題に迅速に対応していくためには、本庁と連動した取組を現場の第一線でより強力に、そしてスピード感を持つて実施していく必要があると考え、今年度から地域県民局を廃止し、本庁直轄による八系統の事務所体制に移行いたしました。

事務所体制を軌道に乗せるための第一歩として、この四月から私も出席しての事務所長会議――各事務所になりますが――を月に一度のペースで新たにスタートしております。地域の現場における様々な課題について、所長をはじめ、各事務所の職員と意見交換を進めているところであります。

地域の課題を全県的な視点で把握し、県として取り組むべき施策について、それぞれの専門性を發揮しながら、より強力に、かつスピーディーに展開できる体制であることから、県民の皆様にも県の施策の効果をより実感してもらうとともに、地域において県庁をより身近に感じていただけるよう、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県の政策形成における職員の能力等の活用についてお答えいたします。

私は、何百あるいは何千という行政分野がある中で、そのほとんどについて県職員と一緒に政策を企画、立案、実施してまいりました。知事就任以来、五つの有識者会議を設置しておりますが、たった五つであり、ます。これらは特に専門的な知見が必要となるなど政策の形成過程における議論をオープンにして、広く県民の皆様にも周知を図る必要があると判断したことによるものであり、外部の専門家も含めた様々な御意見を参考に新たな着想を得るというプロセスを経ながら、新機軸の政策立案に注力してきたところであります。

こうした政策を具体化し、円滑に遂行していくためには、一人一人の県職員が持つ知識や経験、能力を一層生かしていくことが重要であります。引き続き、職員と共に様々な政策に挑戦してまいります。

次に、合計特殊出生率二以上を目指し、純移動率を反転させることについてお答えいたします。

私は、現在の少子化の流れは、過去五十年間の大きな流れの延長線上にあるもので、対策を講じても、今後さらに数十年間は少子化が続くことは避けられず、仮に何もしなければ、本県の人口は将来的にはゼロになる事態も想定し得る極めて厳しい情勢にあると認識しております。

少子化の大きな流れを変え、現在の人口規模を大きく減らすことなく人口増加に転じるためには、この厳しい現状認識を県民全体で共有し、合計特殊出生率二以上と人口の純移動率の反転という非常に高い目標を掲げ、挑戦していかなければなりません。

出生率の低下と若い世代の県外転出は、我が国全体の課題でもあり、容易に解決できるものではありませんが、今後もこの高い目標に挑戦し続けていくため、県民の皆様との対話を通じて認識を共有しながら、「青森モデル」の取組を着実に進め、少子化の要因をつくり出している社会を変革できるよう努めてまいります。

次に、県民の皆様との直接対話に対する思いについてお答えいたします。

私は、県民一人一人が主役になる県民主体の県政を実現するため、県民の皆様との直接対話を大切にし、その中から課題を見いだし、政策を立案していく手法を重視しております。

これまで百二十回を超える「＃あおばな」を通して寄せられた県民の皆様地域の愛する気持ち、行き場のない怒りや深い悩み、思いもかけないアイデアなどは、私自身の知事としての活動、言動に深く影響を及ぼすとともに、政策の実現、実行につながるヒントとなっているところがあります。

今後、直接対話により寄せられた一つ一つの思いを大切にしながら、様々な分野の課題に挑戦して現状を打破し、県政を力強く進めてまいります。

次に、共同経営・統合新病院の検討対象地の考え方についてお答えいたします。

統合新病院の整備に関しては、令和三年度に開催した県立中央病院と青森市民病院のあり方検討協議会の提言を基本的に踏襲しております。

次に、政策変更によって生じる行政コストへの認識についてお答えいたします。

検討体制については、できるだけオープンな議論を行うため、新たに有識者会議を設置いたしました。

私としては、県民に開かれた議論の中で、様々な論点が明らかになり、よりよい医療を提供するために、これまでの経緯を踏まえつつ、新たな視点、要素を加えながら課題を整理してきたところであり、必要な検討を積み上げてきたものと認識しております。

続きまして、にぎわいと交流を創出するボールパークの整備方針についてお答えいたします。

県では、ボールパーク整備検討会議が取りまとめた「季節に応じて日常的に集い楽しめるボールパーク」というコンセプトに基づき、機能や整備場所などの整備方針について検討を進めてまいりました。

ボールパークは、野球場や野球関係者からのニーズが高い屋内練習場だけでなく、多様なスポーツや交流を楽しめるよう、県営スケート場も併せて整備し、季節や天候にかかわらず、年間を通じて多くの県民の皆様が楽しめる場所にしていきたいと考えております。

このため、整備場所については、アクセス面や駐車場を含む敷地面積、周辺施設等との相乗効果などを勘案し、青森市安田の青森県総合運動公園を検討対象地にしたいと考えております。

今後、県議会をはじめ、青森市や関係者の意見も踏まえながらさらに検討を進め、今年度中に基本計画を策定していくことを予定しております。

私からは以上です。

○議長（丸井 裕） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 共同経営・統合新病院に関し、住民の理解を得るための取組についてお答えいたします。

統合新病院の整備に当たっては、地域住民の皆様を理解を得ることが重要と考え、青森市と連携し、住民懇談等の場を設け、意見、要望を伺いながら検討を進めてまいりました。

地域住民の皆様からは、病院建設に伴う騒音などの生活環境の変化に対する御懸念が示されており、その対策については、これまでも住民懇談会等の場で説明を申し上げてきたところでございます。

今後は、基本設計等において、建物配置などが具体化していくことから、できる限り地域住民の皆様々の生活環境への影響がないよう、対策を検討してまいります。

○議長（丸井 裕） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 県民対話集会「＃あおばな」について、募集から実施後の施策への反映までの一連の流れについてお答えいたします。

県民対話集会「＃あおばな」の実施団体は、四半期ごとに県ホームペ

ーじや各種SNS等を通じて広く募集を行っております。

応募のあった団体の中から、公募要領に基づき、開催地域や対話テーマ、希望日程等を総合的に勘案して実施団体を選定しております。

対話集会で寄せられた県民からの意見や要望は全庁で共有するとともに、課題等を分析、検討し、様々な分野の施策に反映させております。

令和七年度は、こども分野において、あおもりキッズシッター利用支援事業や医療的ケア児在宅生活支援事業、しごと分野においては、農業者の所得向上プログラム実践支援事業や「A—w—o—o—d」需要拡大事業など、多くの声を形にしております。

○議長（丸井 裕） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） こども・子育て「青森モデル」について、二〇四〇年を目標に合計特殊出生率二以上を達成し、純移動率を反転させるための取組についてお答えいたします。

こども・子育て「青森モデル」においては、若者や女性の定着・還流、家庭と仕事の両立、出会い・結婚、妊娠・出産、子育て環境の五つの政策を掲げ、取組を進めております。

二〇四〇年の目標の達成に向けては、県、市町村、企業、団体がそれぞれの立場で主体的に役割を担い、国の支援も得つつ、相互に連携しながら、多くの若者が本県で子供を産み育てたいと望み、その希望がかなえられる未来が実現するよう、社会全体がこの課題を自分事として捉え、行動してもらえように取り組むことが必要であると考えております。

○議長（丸井 裕） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 計画の再検討が行われているむつ総合病院の新病棟建設について、県の認識と対応についてお答えいたします。

むつ総合病院の新病棟建設計画の再検討については、総事業費の増加などを踏まえ、下北医療センターにおいて総合的に判断したものと認識

しています。

新病棟建設は、下北地域の医療需要を踏まえた医療機能の転換や病床の削減を伴うことから、県では、地域医療構想の実現に向けた取組として、地域医療介護総合確保基金の活用により支援する予定でしたが、下北医療センターによる計画の再検討に当たっては、円滑に事業が進むよう、必要な相談等について適切に対応してまいります。

○議長（丸井 裕） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問三点にお答えいたします。

まず、下北地区統合校の校舎の整備についてです。

子供たちの学習環境の充実については、教育課程等のソフト及び施設、設備等のハードの両面から、これを着実に進めていくことが重要であると考えています。

一方、入札中止となったことを踏まえると、既存の改築計画のまま再度の入札を行ったとしても入札が成立する保証はなく、事業スケジュールの大幅な遅延により、統合校の教育活動に影響が出ることが懸念されます。

このため、新たな改築計画の検討に加え、既存校舎のリニューアル改修を軸とした施設整備も視野に入れ、工事期間中における生徒の学習活動への影響、事業全体スケジュールなど様々な角度からよりよい施設整備の方向性について現在検討しており、可能な限り早期にお示ししたいと考えています。

次に、下北地区統合校の開設に向けた取組についてお答えします。

統合校の校舎については、新たに整備するための管理・教室棟改築工事の入札中止に伴い、令和九年四月までに完成しない状況にあります。が、統合校を志望する生徒の進路を実現する環境を整えることを第一に考え、予定される教育活動に対応できるよう、むつ工業高等学校の既存校舎の一部を改修した上で、令和九年四月に開校することとしています。

このため、統合校の名称や目指す人財像、特色ある教育活動等について協議するとともに、統合対象校間における連携の在り方等について情報共有する開設準備委員会を設置し、先日、第一回会議を開催しました。また、令和八年度には、むつ工業高等学校内に開設準備室を設置し、開設準備委員会の検討結果を踏まえ、開校に向けた具体的な準備を進めていくこととしています。

今後、開設準備委員会の開催状況を適時適切に情報提供するなど、統合校を志望する生徒のことを第一に考え、取り組んでまいります。

次に、県立高等学校校長の公募の目的及び概要についてお答えします。

令和九年度に開校する下北地区統合校及び青森西高等学校と浪岡高等学校との統合による東青地区統合校の校長に、教育的情熱と明確な未来像を持ち、リーダーシップを発揮して魅力ある学校づくりを推進できる人物を多様な人材の中から選定するため、公募を実施することとしたものです。

応募資格は、青森県立学校の教頭のみならず、年齢や勤務年数の要件を満たす校長、教諭及び養護教諭も対象とするなど、幅広く募集することとしています。

選考は、第一次選考をレポートで、また、第二次選考をプレゼンテーションにより行い、採用候補者を決定します。当該候補者については、統合の前年度である令和八年度にむつ工業高等学校または青森西高等学校の校長として採用し、統合校の開設準備を含めた学校経営に取り組んでいただく予定です。

○議長（丸井 裕） 阿部議員。

○四十四番（阿部広悦） 知事の政治姿勢ということで六項目を聞かせていただきました。そこで、この政治姿勢を貫くために何が大事なことになるかということがあります。

ある外交官がアメリカのケネディ大統領に、政治家にとって何が一番

大事なことですかと聞いたそうです。ケネディは、即、それは勇気だと言ったそうです。同じ質問をイギリスのチャーチル首相に聞いたそうです。チャーチルは、それは奮起だ。政治家自らが奮起して行政や住民に訴える、そのことがその地域の発展を実現できるというような意の話のようであります。知事は何と答えますか。

○議長（丸井 裕） 知事。

○知事（宮下宗一郎） お答えいたします。

私は、やはり責任だと考えています。これは、私自身が、この場合も含めて県民の皆様の前に提示した公約あるいは政策について、しっかりとこれをやり切るというようなことが最も政治家にとって大切なことだと思いますし、また、その責任を果たすことで信頼が醸成され、県政が大いに前進するものと期待しております。

以上です。

○議長（丸井 裕） 阿部議員。

○四十四番（阿部広悦） 責任と答えてくれました。政治のそういう姿勢を貫く、そういうところにはいろいろな行政サイド、あるいはこの議会の中でもルールがございます。そういうルールを守りながら、まずは責任を果たすというようなことを今おっしゃったんだろうと思います。

そこで、第一点目の専決処分についてなんです。ルールなんです。政策や予算が絡んだ議案の提出というのは議会に審議させる、議会がジャッジする、それがルールなんです。そういう責任は我々にも課せられています。そういうようなところで前の議会で私は登壇して、質問の中にも執行部と我々議会というのは両輪だという話をさせてもらいました。それに対して知事は、前の議会では一輪だというような、何かちょっと分からないような返事をいただきました。私は、今回は「一歩離れて二歩離れず」、そういう我々と議会の対応、ましてや我々は責任ある最大会派であります。ですから、「一歩離れて二歩離れず」の形の中で我々も責任を果たしていかなきゃならないというような思いをしてお

ります。ですから、そういう責任というところの中では同じです。同じ心を持っています。

先ほど答弁の中で、この専決処分については七月議会で質問があつて、それに答えたと言っていました。その際は何も議案として諮られていない。我々は二千五百万円かかるというのも分からない。あなたは分かっておったんだろうと思う。

そして、この専決処分を何で私は言うかと言えば、就任した六月二十九日の記者会見で既に知事は、青森県こども未来県民会議をつくるというようなことを述べておった。これは六月二十九日ですよ。そこでおっしゃっていて、そして七月議会の中で提出する時間がなかったんでしょう。しかし、なかったからといって専決処分していい問題ではないんです。ですから、きちつと議会に処して、そして判断をもらうべき議案だったと思います。何でもこういうことをしたのかなど。責任と云うのであれば、なおさらこのことを問いたい。今後はあつてはならないことだと私は思いますけれども、知事はどう思っていますか。

○議長（丸井 裕） 知事。

○知事（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、就任当初の専決処分の話は、それはそのとおりだと思います。その後、専決処分を繰り返して、あるいは議会を軽視しているということがないということ、そのとき議会を軽視したかはさておき、議員の御指摘のようなことをこの二年間繰り返していることはないということ、皆さんも御承知のとおりだと思います。

当初のお話をさせていただければ、先ほど答弁したとおり、前の議会で私から様々と御説明をさせていただいて、理解がある意味広がっているかなという私自身の甘えも当然あつたとは思っています。その中で、なかなか議会との距離——今じゃないですよ——も、議員の皆様との距離も測りかねているタイミングで専決処分という判断をしたということです。反省すべき点が私自身にあるとすれば、その際も、ある意味、皆

さんには議場外になりますが、少しお話をさせていただきました。事前の根回しでオーケーが出てても議会で覆されることもあるのかなど。その点については反省をしています。

○議長（丸井 裕） 阿部議員。

○四十四番（阿部広悦） では、別な角度から質問します。

県民対話集会「#あおばな」。総務部長、これまで百二十回、大変な数だと思えますね。知事もよく対応していると思います。すばらしいフットワークだと思います。しかし、これまで百二十回ということは一年に六十回、一年に六十回というのは月に五回、毎週毎週やっけていってもか

なわない。
そこで、総務部長、月に五回、大変ハードだと思うんですけども、この開催される曜日、それから時間はどういうふうになっているのかお知らせ願いたい。

○議長（丸井 裕） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 開催の日時につきましては、実施団体と希望を踏まえながら調整をして決定しているところでございます。

○議長（丸井 裕） 阿部議員。

○四十四番（阿部広悦） それは分かっている。調整してやるのは当たり前だ。知事の日程と調整するのは当たり前だ。相手のほうの日程も調整するのは当たり前だ。取りあえず「#あおばな」が行われている曜日を教えてください。

○議長（丸井 裕） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 曜日は決定していることはなくて、月曜日から日曜日まで、そういった日程の調整の上で決定しているということで、特に曜日を決めているということではございません。

○議長（丸井 裕） 阿部議員。

○四十四番（阿部広悦） 簡単に答えてくださいよ。どういう曜日が相手から望まれるのか。そして、今までやった数でどういう曜日が主に多

ろしくお願いいたします。

「巨人・大鵬・卵焼き」。この日本の高度経済成長期の流行語とともに、多くの国民に敬愛された読売巨人軍終身名誉監督、長嶋茂雄さんが、このたび御逝去されました。また、県内におきましても、元農林水産大臣として国政に御尽力されるとともに、アイスホッケー日本代表の選手、監督としても御活躍された田名部匡省さんが御逝去されました。お二人とも太陽のように輝き、また、太陽のように大きな影響力を持つて多くの人々に元気を与えるとともに、人生の指針となるような存在でいらつしやいました。その偉大なる御功績は今後も末永く語り継がれ、私たちの心に温かく刻まれていくことでしょう。謹んで哀悼の意を表しますとともに、心より御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、一般質問に入ります。

最初に、三沢空港の航空路線の活性化について伺います。

三沢空港発着の大阪（伊丹）線が、三月三十日からの夏ダイヤの期間、新たに一便増え、一日二便体制となつて就航されました。また、東京（羽田）線は、一日四便体制で継続運航されている状況です。航空自衛隊、米軍も共用している三沢空港は、その特異性もあつて、災害時の物資輸送や救援活動の要所となつたり、医療搬送や緊急避難に対応したりするなど、幅広く活用することができます。そして、三沢空港は、下北地域を含めた北奥羽三県における経済圏域の中心地となつており、その交通アクセスのよさは、Ｕターン・Ｉターン希望者や企業誘致にとって大きな魅力だと私は考えています。今回の大阪（伊丹）線増便の吉報は、まさに三沢空港の需要の高さを証明するものであり、これまでその潜在的な魅力を掘り起こし、大きな可能性を発信し続けてきた地元市町村や県の地道な努力のたまものであると考えております。心より感謝を申し上げます。

三沢空港周辺の県南地域には、外国人を雇用するエネルギー関連産業の企業や米軍基地が存在しています。今後、さらに新たな海外企業の誘

致を進める上でも、以前から三沢空港の国際化が必要だと私は考えてきました。加えて、仁川国際空港などの主要ハブ空港との路線が開設できれば、三沢空港から世界百五十都市以上へのアクセスが可能となり、観光やビジネス、物流の促進を通じて地域経済の大きな活性化が期待されます。最近では、施設や装置、車両などの経年劣化により東北新幹線で遅延や運休が相次いで発生しており、その報道を連日目にする状況となっています。こうした新幹線の現状を踏まえすと、今後、航空機に対する国民の期待が自然と高まっていることは言うまでもないと思います。

以上のように、多面的な可能性を秘めた三沢空港の航空路線の活性化について、次の質問をいたします。

一点目、三沢―大阪線の利用状況を伺います。

二点目、三沢―大阪線の二便運航定着に向けた県の取組を伺います。

三点目、三沢空港の航空路線の維持、拡充に向けた県の考えを伺います。

次に、県産品の高鮮度・スピード輸送の取組について伺います。

青森県産品を鮮度と品質を保持したまま国内外へスピード輸送することを目的とした「A! Premium」事業が二〇一五年から開始されており、この五月から令和五年六月より停止していた西日本への翌日輸送が再開されました。都市部では、高品質、新鮮さへの需要が高く、単価が高く設定できることや、価格競争の激しい地元市場に比べて都市部での販売は利益率が高く、生産者の収益性向上につながることで、また、安定した取引先を得ることで持続可能な経営が可能になることなど、都市部をはじめ、国内外で青森県産品が取引できることは、青森県にとって魅力的なマーケットを確保することであり、最高のビジネスチャンスになるということは皆さんと同じ認識であると思います。

先般開催された予算特別委員会の中でも当事業について質問いたしました。鮮度を確保したスピード輸送が確実なものとなった今、国内

最高級クラスの青森県産品の生鮮食品等を国内外に送り出して、青森県民以外の青森のファンをもっと増やしていくことが必須であると私は考えています。

この事業によって青森県産品を食してもらう機会が増えれば、国内外の青森ファンは当然のごとく誕生し、そして、この青森ファンをさらに増やして根強いファンとして定着させていくことができれば、あとは結果として自然と生産者の所得が向上していくと考えられますし、青森のブランド力が成長して強化され、それによって販路が拡大し、持続的な好循環が期待できるものと考えます。

そこで質問ですが、一点目、令和六年度の「A! Premium」の利用促進に向けた取組内容と利用実績について伺います。

二点目、県産品の高鮮度・スピード輸送の拡大に向けて、県はどのように取り組むのか伺います。

次に、県産品の認知度向上の取組について伺います。

県産品、地元で生産された農林水産品や加工品は、地産地消や地域ブランド化を進める上で鍵となる存在ですが、都市部や他地域の消費者にとっては、その存在や魅力が十分に知られていないことも多く、認知度向上とイメージアップが課題になります。また、都市部——東京、大阪、名古屋など——では消費者のライフスタイルが多様化しており、安全・安心、新鮮、高品質、ストーリー性——産地、生産者——といった価値を重視した農林水産品へのニーズが高まっています。

以上のことから、生産地と距離がある都市部での取引では、流通や情報提供に工夫が求められますが、インターネットやデジタル技術を活用して行うデジタルマーケティングの活用がその解決策になると考えられ、何より青森ファンを獲得できる可能性が高まります。

SEOやリスティング広告、SNS、メール、動画、コンテンツマーケティングなど、様々な手法やチャネルを使って、商品、サービスの認知拡大、集客、販売促進などを行うこととなりますが、私は、その中

でも基本的で身近なQRコードを使った取組に着目しています。QRコードを商品パッケージやPOP、チラシなどに印刷することで、消費者はスマートフォンで簡単に読み取り、生産者や生産地の紹介、SNSとの連携、オンラインショップへの誘導など、様々な情報にアクセスできます。これは、商品を気に入った消費者がもう一度購入したいと思う、その大切な瞬間を逃さず、スムーズに次の購買行動へとつなげるための仕組みです。

さらに、こうした商機を分析し、時代に合った手法を継続的に見つけて出して挑戦し続けることが最も重要なことだと考えています。そして、県産品のリピーターとなっていたら、先ほど述べたような青森のファンになってもらうことができれば青森のブランド化が進み、それがさらなる県産品の認知度向上にもつながると考えています。

以上、県産品の認知度向上は、知ってもらうだけではなく、試してもらい、継続して選ばれる仕組みづくりが重要ですが、先ほど述べた「A! Premium」事業と連携して青森ファンの拡大を推し進めていくことができれば、自然と結果がついてくるものと私は考えていますが、これを踏まえまして、次の三点について質問いたします。

一点目、県産農林水産品の認知度向上に向けて、県はどのように取り組んでいるのか伺います。

二点目、県産品の認知度向上にはデジタルマーケティングの活用を図ることも効果的と考えますが、県内事業者の取組状況について伺います。

三点目、県内事業者のデジタルマーケティングの活用を促進するため、県では今後どのように取り組んでいくのか伺います。

次に、農業者の所得向上に向けた取組について伺います。

現在、日本の都市部では初任給三十万円時代ということで、深刻化する人手不足や優秀な人材の囲い込み、物価上昇やグローバル化など、若者を中心とした人材獲得競争が激化しているようです。そのような流れ

がある中、青森県は、若者の流出が激しい地方部においても、地元で頑張る若者の活躍ぶりが目立つようになってきていると私は感じています。

都市部からのU・I・Jターンで創業、起業している若者や、ICTを活用してスマート農業を力強く展開している若者がいらつしやいます。私の地元三戸郡階上町の農業生産法人シカタでは、効率的なミニトマト栽培をするために、ハウス内の温度や湿度を一括して自動調整できる統合環境制御システムの活用を進めており、今後はさらに外気の影響を受けにくい高軒高低コスト耐候性ハウスの導入も計画しており、生産性向上と品質の安定化を目指しています。

シカタのこうした取組は、国で推奨しているスマート農業技術活用促進法に基づく事業として県内で初めて認定を受けて、まさに躍動感にあふれる挑戦をしています。県でも今年度の当初予算として計上されているあおり「農業DX」推進事業において、スマート農業の実証に取り組むこととしておりますが、ICTを活用することで自動運転トラクターやドローン、収穫ロボットの導入による省力化を図るとともに、センサーやIoTを使って土壌や気候のデータをリアルタイムに把握できるようにになります。また、農業ICTを活用したデータ管理によりコストや収益の見える化が実現し、生産に関わる様々なデータを効果的に活用して、安心・安全な農産物の提供が可能となることでブランド価値が向上し、これらの取組を通じて農業経営の効率化や品質向上が促進され、多様な発展の可能性が広がります。

以上、スマート農業の導入により、生産性の向上、コストの削減、付加価値の創出が可能となり、最終的に農業者の所得向上につながるものと考えますが、今後は技術導入への支援と教育、地域特性に応じた導入戦略の構築も必要と考えます。

そこで、農業者の所得向上を図るためには、スマート農業技術などの導入による生産性の向上が重要と考えますが、県の取組について伺いま

す。

次に、創業・起業支援について伺います。

一九九一年のバブル崩壊後に誕生した就職氷河期世代は、現在四十代後半から五十代に当たり、非正規雇用や賃金格差、未婚率の上昇など多くの社会的困難に直面し、今なお就労や生活支援を必要とする人も少なくありません。その影響は日本社会に長期的かつ深刻な課題を残しています。

一方、青森県では、支援拠点を活用した取組により、三十代から四十代の若者が年間二百人以上起業しており、三年連続でその数は増加しています。こうした若者の起業は、地域に新たな視点や価値観をもたらし、特にITやクリエイティブ産業の定着が進むことで、産業の多様化や地域経済の活性化に貢献しています。若者が生み出す新しい文化や革新的なアイデアは地域の創造性を刺激し、観光をはじめとするインバウンド需要の喚起や外貨獲得の可能性も秘めています。

このような動きは多世代の交流を促進し、地域資源の再評価や新たな起業のきっかけとなるなど、好循環を目指すものであり、こうした変化を持続可能なものとするためには、行政と企業が連携し、継続的な支援を行うことが重要です。そして、多様な価値観やスキルが地域に流入し、伝統と融合することで地域の魅力が高まり、人口流出の抑制や将来的な発展にもつながると期待されます。何より若者が地域で挑戦できる姿を示すことが地元で希望を抱く人を増やし、地域全体に前向きな波及効果をもたらします。青森県の未来を切り開く力は、まさにこうした若者の挑戦の中にあると確信しています。

そこで、次の二点について質問いたします。

一点目、県内における昨年度の創業、起業の実績について伺います。
二点目、創業、起業の促進に向けて、県は今後どのように取り組んでいくのか伺います。

次に、県営スケート場の移転整備について伺います。

今現在、県南地区では、ふくちアイスアリーナが休館していることもあって、練習場所の不足が深刻化していますが、その練習場所を確保するために、県営スケート場の移転整備候補地にスケート競技強化選手や競技人口の多い県南地域も、ぜひともその検討のテーブルに上げていただきたいと考えますが、県営スケート場の整備場所について、県の考えを伺いますと、三月に開催されました予算特別委員会におきまして質問させていたいただいたところですが、つい先日、ふくちアイスアリーナの廃館が決定され、事態は深刻化してしまいました。そこで、その後の状況や県の考えを再度お伺いしたいと思います。

現在の県南地域における競技環境の実情を表す声として、練習場所をその都度探して岩手県まで通うなど、どうにかして練習ができたとしても、移動時間が長くて子供の勉強する時間が犠牲になっているとの声や、仮に県南地域に建設がされなかったとしても、レジャー的要素の施設ではなく、せめて競技用の施設として建設をしてほしい、移動時間は我慢するからとの切実な声、練習する場所がないからという理由で国スポ強化選手を県の補助金を使って他県で練習をさせているというような情報が届いております。

また、つい先日ですが、練習場所がしっかりと確保されていて、練習環境のよい他道県、主に北海道や埼玉県などの中学校に送り出して寮生活させている子供がここ数年急増しているとの情報もあります。未来ある子供たちの持続的な競技力向上、そして、夢と希望に満ちた青森県の未来のために、ぜひいまだ建設的な御検討を賜りますようお願い申し上げます。

以上、県営スケート場は、スケート競技及びアイスホッケー競技が盛んで競技人口の多い県南地域に移転整備すべきだと私は考えています。県の考えをお伺いいたします。

次に、県内建設業におけるDXの推進について伺います。

昨今の建設業界では、きつい、汚い、危険の3Kと呼ばれるネガティ

ブなイメージを払拭し、人手不足の解消や、若者、女性の参入を促すために、イメージアップキャンペーンや安全対策の強化、週休二日制の導入や残業削減などの労働環境の改善、さらに、建設DXをはじめとするICTの導入、ドローンや自動化機器の活用などの取組が進められています。特にICTやAIなどは建設業の生産性向上や働き方改革、品質向上、安全性の確保などを実現するためのツールとして、現在、政府も支援に乗り出し、新たな3Kとして、給与、休暇、希望を掲げているところです。

このような状況の中で、これからの建設業においては、建設現場のDXを推進するための重機やITツールなどの導入コストが大きな障壁になることが想定されることから、ICTを活用したモデル事業等が自治体が積極的に展開して、公的資金を活用しながら導入コストを抑制、平準化する取組が必要になると考えています。

また、建設業界においても、外国人労働者の活用は深刻な人手不足を補う上で重要な役割を果たしていますが、同時に様々なリスクが伴います。一番大きなリスクとしては言葉の壁であり、日本語を十分に理解できていない場合には、作業手順や安全指示を誤解して事故やけがにつながる可能性があるため、制度や現場の整備が迫っていない現状においては、持続可能な共生社会を目指して、雇用者側、国、地域社会が連携し、環境を改善していく必要があります。

そして、ほかの業種と違い、建設業の現場においては命に直接関わるリスクが常に隣り合わせであることが現在においても核心的課題となつています。生産性や品質向上も重要ですが、その長年の課題であった命を守るためのICTやAIなどのテクノロジー活用は最優先事項としてもっと推進していくべきだと私は思いますし、安心・安全な職場づくりは、結果として生産性向上や働き方改革にもつながるものと考えています。

そこで質問ですが、一点目、建設現場において、労働力不足への対応

と安全性を確保するためにはICTの活用が重要と考えますが、県の取組状況について伺います。

二点目、県内建設業のDXの推進に、県はどのように取り組むのか伺います。

次に、子ども食堂への支援について伺います。

今、全国の子ども食堂が昨今の物価高騰の影響を受け、運営の継続に苦慮しています。全国の子ども食堂を支援する団体が二〇二四年に公表した調査結果によると、約八八・五％の子ども食堂が物価上昇の影響を感じており、特に運営資金の不足や食材の不足が深刻な課題となっています。また、寄附として最も求められている食材は米であり、八〇・一％の子ども食堂が必要であると回答しています。

このような状況の中、各地で様々な支援策が講じられています。本県では、回収した古紙の量に応じた寄附金を子ども食堂に送付し、その運営資金として活用してもらう取組が行われています。これは、生活協同組合や企業など、県内外の四社が連携して企画したものであり、非常に興味深く受け止めたところです。今年一月下旬から開始し、県内二十店舗の古紙回収ステーションに持ち込まれた新聞や雑誌、段ボールなど、一キロにつき二円の寄附金として子ども食堂に送られるシステムのようです。

子ども食堂は、子供が徒歩で通える圏内に設置することが望ましいとされていますが、都市機能を徒歩圏内に集約させた小規模なまちづくりをテーマにして活動している私も、このように連携して社会貢献活動を行っている団体の取組に大いに刺激を受け、改めて地域の中で暮らしを支える仕組みづくりの重要性を実感しています。今後は、子ども食堂をはじめとする地域資源相互のネットワークづくりにも力を入れ、歩いていける距離の中で多世代が交流し、安心して暮らせるまちの実現に貢献していきたいと考えています。

そこで質問ですが、一点目、本県における子ども食堂の現状と課題に

ついて伺います。

二点目、子ども食堂の設置促進に向けた県の取組について伺います。最後に、知事部局におけるカスタマーハラスメント対策について伺います。

国では、今月の四日に労働施策総合推進法の改正法が成立し、事業者におけるカスタマーハラスメント対策の実施が義務づけられるようになります。

厚生労働省によると、カスタマーハラスメントの定義は、顧客や取引先が、業務上の範囲を超えて理不尽な要求や暴言などの迷惑行為を行うことにより、労働者の就業環境が害されるものとされており、顧客第一主義の誤解や過剰なサービス精神、SNS上での炎上リスクに対する企業側の過剰反応など、時代背景も影響したハラスメントとなっているように思います。

そんな中、先日新聞記事の大きな見出しで、「医療費未払い、現場心労」「滞納指摘で怒鳴られ「涙止まらず」という看過できない記事を見つけました。近年、医療機関では、未払い患者やその家族が支払い督促を受けた際に、病院職員に対して威圧的な態度を取ったり、暴言、暴力などを振るったりするカスタマーハラスメントが急増しているようです。全国各地の病院では、患者による医療費の未払いが深刻化しており、その回収方法が大きな課題となっています。

こうした背景には、コロナ禍後の経済状況の悪化が一因とされています。しかし、医療現場には、支払い能力の有無にかかわらず、診療を行うという特性があるため、このような状況が医療従事者にとってさらなる精神的負担となっていることが懸念されています。

青森県におきましても、県立病院はもとより、医療現場以外の公共施設や公共の場におけるカスタマーハラスメントの実態が大変憂慮されるところです。被害が起きないように事前に防止対策を講じて職員の安全と精神的健康を守ることはもちろん大切ですが、万が一、カスタマー

ハラスメントの犠牲になってしまった職員に対するメンタルヘルス支援も非常に重要な取組だと私は考えています。理不尽極まりないカスタラから全職員を守るため、また、本来の住民サービスに影響を生じさせないようするために、次の二点について質問いたします。

一点目、職員に対するカスタマーハラスメントの状況及びその内容について伺います。

二点目、カスタマーハラスメントを受けている職員の精神的負担を軽減するための方策について伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○副議長（寺田達也） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 夏堀嘉一郎議員にお答えいたします。

私からは、まず、県産品の高鮮度・スピード輸送の拡大に向けた取組についてお答えいたします。

本県の優れた農林水産品を高い鮮度のままスピーディーに国内外に輸送していくため、県では、配送先のエリアごとに最適な輸送スキームを構築していきたいと考えております。

具体的には、西日本エリアについては、青森発大阪着の航空便を利用した「A! Premium」により、最速で翌日の午前中に配達できることを、また、海外向けには主要な輸出先である香港を中心に、青森空港で通関することで輸送時間が大幅に短縮されることをアピールしながら、利用促進に取り組んでまいります。

また、関東エリアについては、新幹線による新たな高速輸送の商用化を受けて、荷主から配送先までの新幹線を活用した一連の輸送スキームを実証し、利用ニーズに対応できる多様な輸送手段の構築に取り組んでまいります。

続きまして、スマート農業技術などの導入による生産性の向上の取組についてお答えいたします。

県では、労働時間の削減に向けたドローンによる水稻の可変施肥など

最先端の技術や、収量の増加に向けたオランダ式の施設園芸システムの実証を行っております。また、作業工程を見直し、無駄を省くトヨタのカイゼン手法を本県農業に応用し、作業の見える化、効率化による生産性の向上を目指しているところであります。

さらに、本年度から農業者が新たに挑戦する生産性の向上などの取組に必要な技術や機械の導入等を支援するとともに、普及職員による技術や経営の指導を行うこととしており、各地域での成功事例を生み出し、県内に波及させることで、本県の農業者の所得を向上させていきたいと考えております。

続きまして、創業、起業の促進に向けて、県は今後どのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

県では、起業支援補助金の若者枠、女性枠、UIJターン創業枠などにおける適用要件の緩和、女性の創業、起業等を推進するためのセミナーの開催、UIJターン創業希望者を対象とした専門家による個別相談など、若者・女性・UIJターン創業の支援を充実、強化しております。

また、従来型の創業だけでなく、スタートアップを創出するため、起業家、支援者のための出会いの場となるコミュニティの形成、官民協働プロジェクトの実施による事業化ノウハウの蓄積、スタートアップ人材の育成など、スタートアップの挑戦も強力にサポートしていきます。

続きまして、県内建設業のDXの推進に向けた取組についてお答えいたします。

県内建設業のDXの推進の実現に向け、最新のICT活用技術を取り入れた建設現場の省人化、三次元モデルを活用した建設現場の見える化、AI技術を活用した調査、点検等の効率化といった取組について、業界団体と目標を共有しながら、連携して建設業におけるDXをさらに推進してまいります。

続きまして、職員に対するカスタマーハラスメントの状況及びその内容についてお答えいたします。

昨年度、人事課が職員を対象に実施したカスタマーハラスメントに関するアンケートでは、千百八十二名の職員からの回答があり、そのうち約四七％に当たる五百五十三名から、過去にカスタマーハラスメントを受けたことがあるとの回答がありました。

また、その具体的な内容については、件数が多い類型として、侮辱的な発言や暴言などによる精神的な攻撃を伴うものや、理不尽な要望について、同じ話を繰り返されたり、長時間拘束されるものなどがあつたところであります。

次に、カスタマーハラスメントを受けている職員の精神的負担を軽減するための取組についてお答えいたします。

カスタマーハラスメントを受けている職員の精神的な負担を軽減するためには、カスタマーハラスメントに対して個々の職員に対応を任せきりにするのではなく、組織として対応することが必要であると考えております。

そのため、今年度作成するカスタマーハラスメント対応マニュアルでは、カスタマーハラスメントを受けた場合は速やかに上司に報告し、対応を協議すること、同一人物により繰り返し行われるカスタマーハラスメントについては、職場において対応方針を共有すること、対面での対応は複数人で行うことなどの内容を盛り込むこととしており、カスタマーハラスメントには組織的に対応することを基本とすることで、職員の精神的負担の軽減を図りたいと考えております。

私からは以上です。

○副議長（寺田達也） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 子ども食堂への支援について、御質問二点にお答えいたします。

まず、本県における子ども食堂の現状と課題についてです。

本県の子どもの食堂の設置数は、認定NPO法人全国こども食堂支援センターむすびえが公表した二〇二四年度の調査結果によると、八十七か

所となっております。

子どもの食堂の設置数はここ数年増加しておりますが、本県の小学校区当たりの子ども食堂の充足率は二五・〇％であり、全国平均の三四・八％を下回っているほか、県内十八町村で子ども食堂が設置されていないなど、子ども食堂を含むこどもの居場所づくりが十分に進んでいないことが課題となっております。

次に、子ども食堂の設置促進に向けた県の取組についてです。

県では、子ども食堂を含むこどもの居場所づくりの広域的な促進を図るため、令和七年度から新たに、一つとして、子ども食堂を含むこどもの居場所の新規立ち上げや活動の拡充に必要な備品等の購入費用として、一団体当たり五十万円を上限として助成する事業、二つとして、こどもの居場所づくりに必要な設備やスタッフを有していると見込まれる社会福祉施設や、こどもの居場所がない、または少ない市町村の職員、地域住民を対象としたこどもの居場所の開設を促すセミナーなどを実施することとしております。

○副議長（寺田達也） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（松木久義） 県営スケート場の移転整備についてお答えいたします。

県営スケート場は、昭和六十年度の開場以来、多くの県民に利用され、近年でも年間九万人前後の利用があるほか、学校の教育活動でも百校前後の利用があるなど、津軽地方を中心に本県の冬季スポーツの振興や県民の健康保持増進の役割を果たしています。このため、現時点では、移転する場所については、青森市安田の青森県総合運動公園を検討対象地と考えています。

○副議長（寺田達也） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 御質問三点にお答えします。

まず、県産品の認知度向上の取組に関する御質問のうち、経済産業部所管の二点についてです。

最初に、デジタルマーケティングの活用における県内事業者の取組状況についてお答えします。

昨年度実施したデジタルマーケティング活用状況調査によると、集客・販促対策において、展示会や物産展などのイベントに出店といったオフラインの取組については約七割の事業者が実施しているのに対し、SNS等のオンラインによる広告出稿や商品へのQRコード等の貼付けによる自社ウェブサイト等への誘導といった取組を行っている事業者は約二割にとどまるなど、デジタルマーケティングを活用している事業者は限られている状況です。

次に、デジタルマーケティングの活用を促進するため、県ではどのように取り組んでいくのかについてお答えします。

県では、昨年度実施した調査により明らかとなった課題に県内事業者が対応することができるよう、ウェブサイトやECサイトでの訪問者分析や集客方法、SNSでの投稿内容分析や投稿のコツ等について解説したデジタルマーケティング活用マニュアルを県庁ホームページに公開し、必要なノウハウの習得を支援しています。

また、昨年度、インスタグラム及びフェイスブックに開設したあおもりSNSラボ、今年八月下旬に予定しているセミナーなどにより、県内事業者のデジタルマーケティングの活用促進に向けて取り組んでいきます。

続いて、創業・起業支援について、昨年度の実績についてお答えします。

昨年度の創業、起業の実績は、支援拠点を利用して創業した方が二百二十三名となり、令和四年度から三年連続で二百名を超えるなど高い水準を維持しており、中小企業庁が取りまとめた統計によりますと、本県の人口当たりの創業者数は全国トップクラスとなっています。

なお、創業者を年代別で見ると、若い世代である二十代、三十代の合計が百四名と全体の約半数となっています。また、男女別では、女性の

創業者が百十一名と二年連続で百名を超えたところです。

○副議長（寺田達也） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 御質問に順次お答えいたします。

初めに、三沢空港の航空路線の御質問のうち、三沢―大阪線の利用状況についてです。

三沢―大阪線の本年四月から五月までの利用者数は一万三千六百七十三人で、前年同期比で一八九・八%となりました。また、利用率は六六%で、前年同期比で三・八ポイント増加しました。

次に、三沢―大阪線の二便運航定着に向けた県の取組についてです。

本年三月三十日から二便運航となりました三沢―大阪線については、利用者数、利用率ともに前年同期に比べ増加し、好調なスタートとなったものの、二便運航の定着に向けては、年間を通じた安定的な需要を県内や関西圏に創出していくことが重要です。

このため、県では、三沢市や周辺市町村、関係団体と連携して、伊丹空港でイベントを実施し、三沢空港の利便性が向上したことや、本県の物産、観光などの魅力を発信するとともに、本県とつながりのある企業に対する路線利用のPRを行っています。

さらに、閑散期となる冬季の誘客促進に向けて、関西圏の旅行会社を対象とするファミツアーや、関西発、本県発それぞれの旅行商品の造成支援を行うなど、需要の確保に取り組んでいきます。

次に、三沢空港の航空路線の維持、拡充に向けた県の考えについてです。

三沢空港は、県南や下北地域の空の玄関口として重要な役割を担っており、県としては、三沢―大阪線の二便運航の定着や、羽田発着枠政策コンテストで増便となっている三沢―東京線の四便化の維持に向けた取組を引き続き着実に進めていく必要があると考えています。

また、三沢空港では、米軍側との取決めにより、民間機の発着回数が一日七往復となっており、現在はその上限に達していることから路線の

拡充は難しい状況ではありますが、運航便数に関する情報収集に努めながら、航空会社や三沢市、周辺市町村、関係団体と連携し、航空路線の利用促進や活性化に向けて積極的な取組を展開していきます。

続きまして、令和六年度の「A!Premium」の利用促進に向けた取組内容と利用実績についてお答えいたします。

県では、「A!Premium」の利用促進に向けて、県産食材を新鮮度で提供できる強みをアピールしながら、国内では西日本エリアを中心に、飲食店や卸業者への提案活動や試食会を開催したほか、海外では香港やシンガポールを対象に、食品見本市への出展や高級レストランのシェフを本県に招き、県内事業者との商談につなげたところです。

この結果、令和六年度の「A!Premium」の利用実績は一万三千百二十七個となり、これまでで二番目に多い個数となりました。

次に、県産品の認知度向上の取組に関する御質問のうち、県産農林水産品の県の取組についてです。

県では、県産農林水産品のうち、基幹的な米やリンゴ、野菜、ホタテなどについては、関係団体が全国の市場やスーパー等の協力を得て実施する試食販売やキャンペーンなどに支援しているほか、県外の大手量販店や飲食店等における青森県フェアの開催による宣伝販売に取り組んでいます。

また、東京、大阪、福岡に設置しているアンテナショップや、県産品情報サイト「青森のうまいものたち」をはじめ、SNS、テレビなどのメディアも活用しながら、認知度向上に向け、県産農林水産品のおいしさや品質の高さ、旬の話題などについて情報発信しているところです。

○副議長（寺田達也） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 建設現場におけるICT活用の県の取組状況についてお答えいたします。

建設現場におけるICT活用の具体的な取組としては、インターネットを利用して発注者と受注者との間で工事関係書類を共有できる工事

情報共有システムや、リモートで施工現場の確認等を行う遠隔臨場を活用しており、協議等の時間短縮、電子決裁による迅速な回答、電子納品を利用した完成検査の実施などの効果が得られています。

さらに、令和四年度に公表した県土整備部DXロードマップに基づいて、ドローン等による三次元測量、ICT対応の建設機械を使用するICT活用工事などを順次実施拡大しており、工事日数の短縮や作業人員等の削減、危険を伴う建設機械周りでの作業等の減少といった成果が上げられていることから、県としましては、より一層取組を推進しております。

○副議長（寺田達也） 夏堀議員。

○六番（夏堀嘉一郎） それでは、私から二点について質問させていただきます。

一つは、創業、起業についてでございます。

若者の創業、起業が増えて本場に喜ばしいこと、うれしいことではございますけれども、その創業、起業で実績が多い分野と、その事例について伺いたいと思います。

○副議長（寺田達也） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 支援拠点を利用した令和六年度の創業者のうち、二十代、三十代の業種別内訳は、多い順に、美容室、エステサロン等の生活関連サービス、カフェ、レストラン等の飲食、飲食料品、雑貨販売等の卸売・小売となっています。

近年の特徴的な創業事例としては、出店場所に制限されないキッチンカーや移動型トリミングサロン、牧場跡地のまきや水など豊富な資源を有効活用するパン工房など、若い感性を生かして消費者ニーズに丁寧に対応している事例が挙げられます。

○副議長（寺田達也） 夏堀議員。

○六番（夏堀嘉一郎） 飲食店やエステ等のサービス業の起業、創業が多いということが分かりましたけれども、どの分野におかれましても、

若者のサポートをして若者の働く場を盛り上げていただきたいと思います。

また、若者の創業、起業ということで、その後の課題として資金の調達、経営ノウハウなど経験の不足ということが挙げられると思いますけれども、県におかれましては、創業、起業もできる限りのアドバイスをしていただきたいと思います。

続いての質問ですけれども、県内建設業におけるDXの推進についてであります。

今後、建設業のDX推進に効果が期待される最新のICT活用技術には、具体的にどのようなものがあるのか伺いたいと思います。

○副議長（寺田達也） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 最新のICT活用技術としては、国が主体となって大規模なダム施工現場における省人化の実現に向けた大型重機が自動施工する技術や、トンネル工事や災害復旧現場等における安全性の向上のための遠隔操縦技術などが試行されています。

また、一般的な工事現場においても、盛土工事や構造物点検等で省人化を進めるためのモバイル端末を用いた技術や、舗装修繕において効率化を図るための道路の表面を削り取る際の位置と深さをリアルタイムに計測する技術などがございます。

○副議長（寺田達也） 夏堀議員。

○六番（夏堀嘉一郎） 生産性の向上や品質の向上なども重要なことだと思えますけれども、やっぱり私は長年の課題である現場内の安全性確保、命を守るためのICTということに期待をかけております。ぜひとも今後とも御尽力をお願いしたいと思います。

以上、私の質問を終わります。

○副議長（寺田達也） 五分間休憩いたします。

午後一時四十八分休憩

午後一時五十五分再開

○副議長（寺田達也） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

三十六番川村悟議員の登壇を許可いたします。——川村議員。

○三十六番（川村 悟） こんにちは。オール青森の川村悟です。通告に沿って一般質問を行います。

令和五年四月の県議会議員選挙から早いもので二年が経過しました。マラソンで言う折り返し点を通過したところです。残り二年弱、完走を目指して力を尽くしてまいりたいと思います。宮下知事におかれまして、私どもの二か月遅れの選挙で、今折り返したばかりであります。私どものように競争相手がいませんので非常に孤独だと思いますが、引き続き県民の期待に応えていただきたいとエールを送らせていただきます。

それでは、質問に入らせていただきます。

最初の質問は、再生可能エネルギーに関する取組についてです。

本年三月、全国初となる再生可能エネルギーのゾーニングと課税を組み合わせた青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例並びに税条例が県議会本会議で可決されました。この条例は、各分野の専門家、学識経験者による議論を経て制定されたもので、条例は単なる規制ではなく、持続可能な社会への移行に向けた具体的な一歩として、また、再エネと地域の共生を目指す画期的な条例として、内外から高く評価、注目されています。条例の施行により、地域にとって望ましい再生可能エネルギーの導入につながるよう期待するものです。

そこで、一点目、青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例の施行に向けた県の取組について伺います。

新エネルギー・産業技術総合開発機構によりますと、本県における風力発電導入量は、二〇一八年現在、設備容量が四十一万七千四百六十三キロワット、設置基数が二百五十三基で、都道府県別風力発電導入量で

日本一となっています。本県は風況に恵まれた風力発電の適地であることが背景にあると思います。

洋上風力発電については、既に再エネ海域利用法により、青森県沖日本海南側が促進区域に指定され、事業者も選定されました。地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出量を実質的にゼロとするカーボンニュートラルの実現と、エネルギーの安全保障の確保につながるものです。洋上風力発電は成長分野であり、洋上風車の部品製造や発電所の建設、メンテナンス等の関連産業に県内企業が参入し、若者の雇用の場が増えることで、県内総生産の増加や賃金水準の向上、魅力的な雇用の場創出など、県内経済の活性化につながるものと考えます。

また、立地する市町村では、固定資産税収入の増により、財政の健全化に寄与することが見込まれます。それを実現するためには、発電する風車の建設や保守点検を行う技術者の育成が不可欠です。これを担うのは若者であり、高校生であると思います。事業の進捗にもありますが、必要な資格取得などの人材育成が求められています。

そこで、二点目、県では、風力発電関連産業における人材育成について、どのように取り組んでいるのか伺います。

第二の質問は、カーボンニュートラル実現に向けた取組についてです。

カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会実現のため、各産業や家庭においても省エネルギー対策の取組が実践されています。運輸部門においては化石燃料を大量に消費することから、二酸化炭素排出量を削減するための取組が急務となっています。

そこで、一点目、運輸部門における県民の省エネ行動促進に向けた取組状況について伺います。

近年、藻場等の海洋生態系により二酸化炭素を隔離、貯留するブルーカーボンが注目されています。令和二年度にはブルーカーボンを対象とした新たなカーボンクレジット制度、Jブルークレジットが制度化され

ました。三方を海に囲まれる海洋県、漁業県と言える本県では、この二酸化炭素を吸収する藻場面積の拡大は、地球温暖化対策、生物多様性を育むことにつながる重要な取組と言えます。アマモ場造成などに積極的に取り組むべきと考えます。

そこで、一点目、ブルーカーボン創生事業の目的と取組の内容について伺います。

二点目、取組の成果と今後の展開について伺います。

第三の質問は、地域公共交通の維持・活性化についてです。

地域公共交通は、急激な人口減少やマイカー普及による公共交通離れなどにより、鉄道、バス、タクシーなど利用者数の減少、採算性悪化によるサービス水準の低下、路線廃止など、負のスパイラルに陥っていると言えます。

地域鉄道の廃止、路線バスの減便、タクシー事業者の廃業等が相次いでいます。交通弱者の足を確保するためには、路線バス等においてサービス水準を確保、維持することで利用回数を増やす取組が必要とされています。

首都圏等においては、初めての土地でもグーグルマップの活用により、目的地までの利用交通、乗換時間など、スマートフォンにより瞬時に検索できます。本県路線バスにおいても、ICTを活用した利便性の向上が求められております。

そこで、一点目、デジタル技術を活用した路線バスの利便性向上に向けた県の取組について伺います。

前段のデジタル技術活用に関して、バスや鉄道など複数の移動サービスを組み合わせ、検索、予約などが可能なMaaSの取組も利用者の利便性向上に必要と考えます。

そこで、二点目、複数の交通手段を結びつけるMaaSの実装に向けた県の取組について伺います。

ライドシェアは、一般ドライバーが自家用車を活用して他の利用者とは

座席をシェアしながら運送する相乗りサービスのことで、二〇二四年四月から日本版ライドシェアが解禁され、新たな移動手段となり得るかが注目を集めています。本県では、昨年、弘前市及び五所川原市金木地区で実証運行を行ったところです。

そこで、三点目、交通が不便な地域における移動手段の確保に向けた県の取組について伺います。

第四の質問は、廃棄物処理対策についてです。

平成十一年、本県田子町と岩手県二戸市にまたがる約二十七ヘクタールの広大な土地に大量の産業廃棄物が不法投棄されていた事案が発覚いたしました。多くは首都圏から運び込まれたもので、県は平成十六年から廃棄物の撤去を開始、平成二十五年、廃棄物の全量撤去まで実に九年間を要しました。本県側だけで撤去した廃棄物は約百十五万トン、令和五年までの原状回復に要した費用は約四百八十億円、県民一人当たり実に四千円の負担となりました。国内最大規模の不名誉な産業廃棄物不法投棄事案として歴史に刻まれております。再発防止には、行政側の厳重なチェック体制と関係業界の一体的な取組が必要とされています。

そこで、一点目、産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見に向けた県の取組について伺います。

人体に有害なポリ塩化ビフェニル（PCB）は、昭和四十三年、食用油の製造過程に熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件があります。

PCB廃棄物は高濃度と低濃度に分類され、変圧器やコンデンサー等の高濃度PCB廃棄物は令和五年三月三十一日までに処分されることとなっており、既に処分期間は終了しています。低濃度PCB廃棄物は、低濃度PCB廃油やPCB汚染物などですが、廃棄物の処分期間は令和九年三月三十一日までとなっており、二年後に処分期間の終了を迎えます。

そこで、二点目、低濃度PCB廃棄物の期限内処分に向けた県の取組

について伺います。

第五の質問は、災害廃棄物処理に向けた市町村の対応力強化についてです。

本県においては、東日本大震災で災害廃棄物の処理に混乱が生じた教訓を踏まえ、平成三十年三月に青森県災害廃棄物処理計画が策定されました。昨年の能登半島地震においても災害廃棄物の処理が大きな課題とされ、私も議員有志も昨年五月に調査、ボランティアにより災害廃棄物処理のお手伝いをいたしました。改めて災害廃棄物処理の重要性を実感してきたところです。

災害が起こる前に、県内各市町村において、仮置場の設置や運営訓練を事前実施することがいかに重要か、東日本大震災における教訓でもあります。

そこで、一点目、県が行う仮置場設置・運営訓練の実施状況について伺います。

二点目、訓練の成果を踏まえ、県は市町村の対応力強化にどのように取り組むのか伺います。

第六の質問は、野生鳥獣対策についてです。

本県において、ツキノワグマ等の有害鳥獣の出没が急増しています。市街地への出没は地域住民の安全を脅かし、農林水産業の被害も急増している状況にあります。県民からは、これら有害鳥獣の捕獲を求める声が日に日に大きくなっております。野生鳥獣の捕獲等は、鳥獣保護管理法によって原則禁止されています。ただし、狩猟制度によって狩猟免許を所持し、かつ狩猟者登録を受けた者が、法定猟法により狩猟期間中に捕獲することができるとされています。また、生活環境や農林水産業に被害を与える有害鳥獣については、市町村長の許可を受けて捕獲することができます。野生鳥獣の保護と有害鳥獣の捕獲について、バランスを取りながらの県民の安心・安全の確保、農作物の被害防止対策が求められています。

そこで一点目、県民にとって関心の高いツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ及びニホンザルの生息状況について伺います。

二点目、野生鳥獣対策として、有害鳥獣捕獲の担い手となる狩猟者の確保や育成が必要と考えますが、県の取組について伺います。

三点目、令和五年度の野生鳥獣による農作物被害の状況と被害防止に向けた県の取組について伺います。

第七の質問は、認知症対策についてです。

いよいよ二〇二五年問題と言われる超高齢化の年に突入しました。独り暮らし高齢者の増加、六十五歳以上の年間死亡者数の増加、医療費や介護費の増大、それに伴う現役世代の負担増、認知症高齢者の急激な増加など、生活上の混乱、トラブル、徘徊による行方不明者の増加など、大きな社会問題となっています。団塊世代の第一号である私を含め、社会に大変御迷惑をおかけしています。しかし、認知症は誰もががかかるかもしれない病気です。社会全体でサポートすることが必要と考えます。

本県における認知症患者推計値は、高齢者人口がピークとなる本年が約八万五千人、県民五人に一人が見込まれています。認知症への理解を深めるための普及啓発活動と地域社会がサポートし、安心・安全の社会生活が営める体制の構築が急がれています。

そこで、一点目、県内における認知症サポーター及びキャラバン・メイト並びに認知症サポート医(医師)の人数と目標達成状況について伺います。

二点目、県内における認知症初期集中支援チームの設置状況と活動状況について伺います。

三点目、令和六年一月一日に制定された共生社会の実現を推進するための認知症基本法により、都道府県認知症施策推進計画の策定が努力義務となっていますが、本県の取組状況について伺います。

第八の質問は、地域防災力の充実、強化についてです。

災害対策基本法第七条第三項で、住民は自発的な防災活動に参加する

など防災に寄与するよう努めなければならないと定められています。

自主防災組織は、一九九五年(平成七年)一月、阪神・淡路大震災をきっかけに発足したと言われています。この震災で住民を救ったのは自衛隊や消防隊ではなく、地域住民、地域消防団で、救助者の九八％は地域住民活動によるもので、公助よりも自助、共助が実証されたとしています。

自主防災組織は、災害時には自分たちで地域を助ける目的で発足したものです。これまでの自主防災組織率に加え、最近では自主防災組織カバー率が注目されています。地域の自治会・町会に入った時点で自主防災組織の一員になる仕組みとなっており、自主防災組織がその活動範囲としている地域の世帯数、プラス管内の世帯数で算出された割合となっています。二〇二三年の本県数値は五五・七％で着実に上昇していますが、全国八五・四二％に近づけるためのさらなる取組が必要と考えます。そこで、一点目、県内の自主防災組織のカバー率の現状について伺います。

二点目、本県の自主防災組織の活動カバー率を向上させるため、県としてどのような取組をしているのか伺います。

消防団は、地域における消防防災のリーダーとして、その地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を果たしています。近年、人口減少、高齢化等の影響もあり、新たに団員として参加する若年層が年々減少しており、三十歳未満の団員の割合が減少し、四十代や五十代以上の割合が増加するなど、高齢化が進行していると言われています。

一方、女性の消防団への参加が増加しており、災害弱者、高齢者への家庭訪問による防災点検や災害発生時の避難誘導、避難所における炊き出しの支援など、多くが期待されています。県は、市町村と連携しながら活力ある消防団の確保に取り組み、大規模災害に備えなければならぬと思います。

そこで、三点目、本県の消防団員数の推移について伺います。

四点目、消防団への加入促進に向けた県の取組について伺います。

質問の第九は、県内企業による新産業の創出についてです。

青森県の元気は地域産業の活性化によって実現されます。そこで、今後成長が見込まれるライフ関連産業、ヘルスケア産業などに重点的な取組が必要と考えます。

そこで、一点目、今後成長が見込まれるライフ関連産業の振興に向けた県の取組について伺います。

弘前大学のCOIは、二〇一三年度から二〇二二年度にかけて文部科学省が開始したプログラムで、弘前COIの推進力は、弘前市岩木健康審査で収集した三千項目に及ぶ健康ビッグデータであると言われています。このプロジェクトには大企業二十社の参加、全国大学との連携、JICAを通じ海外諸国とも連携し、本県の短命県返上も目的とされ、ライフケア分野の商品開発などが進められてきたところです。

二〇二二年からは、文部科学省国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）による共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）に採択されたプロジェクトが進められています。プロジェクトの目的は、健康を基軸に若者が地域で働きたいと思える成長産業として魅力的なヘルスケア産業を創出するなど、本県の課題に応えるもので、大きな期待が寄せられています。

そこで、一点目、弘前大学COI-NEXTプロジェクトとの連携によるライフ関連産業の振興に期待していますが、県の具体的な取組について伺います。

県内中小企業には、新たにビジネス創出などノウハウ（知識、技術）が乏しく、解決できない課題が多くあるとされています。新ビジネス創出などについて、新たな産業分野、県外企業のノウハウを活用するなど、取組が必要と考えられるものです。

そこで、二点目、県内企業のイノベーション促進に向けては外部の知見や技術を導入していくことが効果的と考えますが、県の取組について

伺います。

第十の質問は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポについてです。

第八十回国民スポーツ大会並びに第二十五回全国障害者スポーツ大会がいよいよ来年十月に迫ってまいりました。国外においては、各地の紛争、トランプ関税による経済危機等々、国内においては、米の高騰をはじめとする物価高、円安等々、暗い材料が多い中、昭和五十二年あすなる国体以来、四十九年ぶりに本県で国スポ・障スポ大会が開催されます。大会に県民を代表し、参加される選手団には、明るく楽しく力いっぱい競技していただきたいと思います。

一方、青森県が全国から注目されるイベントでもあります。選手団や観客、関係者を受け入れる開催県でもあります。おもてなしの心で対応し、青森大会はすばらしかったと思われる大会にしなければと思っています。

そこで、一点目、国スポ・障スポの成功に向けて、大会の運営を支えるボランティアの役割が重要と考えますが、ボランティアの確保の状況と今後の取組について伺います。

二点目、本県の競技力の現状と、あおもり国スポに向けて、競技力向上にどのように取り組んでいるのか伺います。

三点目、本県選手の国スポ・障スポでの活躍に向けて、県内におけるさらなる機運醸成が必要と考えますが、県の取組について伺います。

第十一の質問は、総合型地域スポーツクラブの現状と今後の取組についてです。

急激な少子化の進行によって、また、学校における先生方の働き方改革の進行によって、学校でのクラブ活動から地域におけるクラブ活動への移行を余儀なくされています。弘前地域においては、体系的なスポーツ団体として弘前市体育協会、現在は弘前市スポーツ協会があります。県内では最も組織立った体育団体と言えます。市民総合体育大会では、各地域二十六の地区体育協会による十八種目の競技が行われています。

しかし、最近では、特にコロナ禍を経て、参加人員、参加種目とも半減し、体育協会の在り方が改めて見直しされようとしています。私もスポーツ系の人間ですが、スポーツの魅力にかなうものはないと思っています。次代を担う子供たちにもぜひスポーツの楽しさ、明るさを体験し、大人になってもスポーツを継続してほしいと願っている一人です。

学校における部活動の場を失った子供たちを受け入れられるのは地域のスポーツクラブで、特に県が進めている総合型地域スポーツクラブがその役割を果たせるのではないかと考えます。また、地域の体育協会も総合型地域スポーツクラブへ移行するなどの取組が必要と考えるものです。

そこで、一点目、総合型地域スポーツクラブに期待される役割と現在の設置状況について伺います。

二点目、地域のスポーツ振興に向け、総合型地域スポーツクラブの活動を支援していく必要があると考えますが、県教育委員会の取組状況について伺います。

最後の質問は、主要地方道の整備についてです。

主要地方道弘前鰯ヶ沢線は、弘前市と鰯ヶ沢町を結ぶ県道です。昔から殿様街道とも言われ、津軽藩の殿様に魚などを運ぶ街道で、松並木もあつたものです。現在では幅員が狭く、歩道が未整備となっており、特に積雪期において、通学では子供たちが車道を歩くことが余儀なくされ、子供たちにとっても、運転者にとっても危険極まりない状況にあります。通学や通勤に支障を来しており、歩道整備が急がれています。

また、この道路は、リンゴ生産地域とＪＡりんごセンターや弘果弘前中央青果などのリンゴ市場とを結ぶ基幹道路でもあります。以前は弘前市の農業集落排水事業による道路の切断などで舗装の壊れた箇所が散見され、リンゴを搬送する生産者はリンゴに傷がつくのではないかと心配されたところですが、地域整備部の素早い対応によって、現在はそ

の心配は解消されております。この件に関しては深く御礼を申し上げておきます。

そこで、弘前鰯ヶ沢線の歩道整備は数か所で進められておりますが、最も市街地に近い独狐地区が未着手で、地域から整備着手を強く求められております。

そこで、一点目、県道弘前鰯ヶ沢線弘前市独狐地区から大森地区までの歩道整備の状況と今後の取組について伺います。

次に、主要地方道弘前柏線は、弘前市とつがる市柏を結ぶ生活道路で、弘前鰯ヶ沢線同様、幅員が狭い上、急カーブが連続し、歩道が未整備となっており、特に積雪期において通勤、通学に支障を来しております。現在、中崎地区から三世寺地区までバイパス工事が進められていますが、大川地区から種市方面までが未着手で、沿線住民から整備のスピード化が要請されています。

そこで、二点目、県道弘前柏線弘前市種市地区から石渡地区までの整備状況と今後の取組について伺います。

質問は以上ですが、私は昨年、喜寿（七十七歳）を迎えました。先が長くないため、質問項目が少し多めとなりましたが、御容赦をいただき、高齢者に優しい御答弁を期待し、壇上からの質問といたします。御清聴ありがとうございます。

○副議長（寺田達也） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 川村議員にお答えいたします。

私からは、まず、青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例の施行に向けた取組についてお答えいたします。

本条例については、本年三月二十八日に公布し、施行日を七月一日としております。この施行に向けては、これまでに施行規則を四月十一日に公布したほか、保護地域及び保全地域として定める具体的な区域を五月二十一日に告示したところであり、制度運用に関するガイドラインについては、現在、パブリックコメントを実施しております。

また、市町村を対象とした説明会を五月下旬に県内四地区で開催したほか、六月十日には事業者を対象とした説明会を青森市で開催いたしました。

今後は、県民の皆様幅広く理解を深めていただくためのシンポジウムを実施するなど、引き続き、共生制度の円滑な運用に向けた取組を進めてまいります。

次に、風力発電関連産業における人材育成の取組についてお答えいたします。

県では、風力発電に関する基礎的な理解を深め、進路選択の一助とすることを目的に、六ヶ所村にある国内有数の風力発電トレーニングセンターを活用し、平成二十八年度から高校生向けの研修を実施しており、これまでの九年間で延べ千七百二十六名の高校生が参加しております。

県内では、風況のよい地域を中心に新たな風力発電事業が計画されており、メンテナンス分野等で多くの人材が必要となることから、風力発電関連産業を担う人材となり得る県内の多くの高校生に本研修に参加していただきたいと考えております。

続きまして、デジタル技術を活用した路線バスの利便性向上に向けた取組についてお答えいたします。

県では、路線バスの利便性向上を目指し、今年度新たに運行時刻や経路、運賃情報などのモビリティデータの整備に取り組むこととしております。

具体的には、データが整備されていない交通事業者の路線バスや市町村のコミュニティバス等について、県がデータを一括整備し、オープンデータとして公表するとともに、グーグルマップ等の経路検索サービスへの登録を進めていきます。

今後、交通事業者や市町村からデータ整備の同意を得て進めることとしており、データ整備後には、定時定路線型の路線バス等のほぼ一〇〇%が経路検索サービスで検索できるようになる見込みとなっております。

ます。

私としては、本事業を通じて、県民の皆様はもちろん、観光客等の利便性向上を図り、簡単に探せる、移動手段を選べる、迷わず乗れる地域公共交通の実現を目指していきたいと考えております。

続きまして、有害鳥獣捕獲の担い手となる狩猟者の確保や育成の取組についてお答えいたします。

近年、野生鳥獣の出没が増加傾向にあります。他方で、野生鳥獣対策の要となる狩猟免許取得者は、昭和五十六年度の約七千三百人をピークに、令和五年度には約千九百人と約四分の一まで減少しております。

このため、県では、今年度から狩猟免許試験の回数を増やすとともに、狩猟者の免許試験に要する費用の一部を助成するほか、有害鳥獣捕獲に取り組む市町村に対しては、ICT技術を活用したわな等の導入経費への助成を行うこととしております。

県としては、引き続き、国や市町村、狩猟者団体などと連携、協働しながら、より一層、狩猟者の確保、育成と野生鳥獣の被害対策に取り組んでまいります。

続きまして、消防団への加入促進に向けた取組についてお答えいたします。

災害発生時の対応はもとより、地域を支える担い手として不可欠な存在である消防団は、地域防災力の中核として重要な役割を果たしております。

このことから、各市町村の消防団員確保に向けた取組を後押しするため、青森県消防協会等とも連携しながら、消防団の活動を広く伝えるためのPR動画や小冊子の製作、SNSを活用した広報展開など、積極的な広報活動に取り組んでまいりました。

昨年度は消防団PRカードを製作し、市町村、消防本部等における消防団活動のPRに活用いただくこととしたほか、青森県消防協会と連携して、あおもり消防団応援の店制度を創設し、現在はその普及に努めて

いるところであります。

今後とも、市町村の取組を後押ししつつ、県内企業や県民の皆様
の消
防団活動に対する理解が深まるよう普及啓発に取り組み、消防団への加
入促進を図ってまいります。

続きまして、県内企業のイノベーション促進に向け、外部の知見や技
術を導入するための取組についてお答えいたします。

県では、県内企業と豊富な技術や人材等を有する県外企業の事業共創
を促進するため、パートナー企業とのマッチングやワークショップの開
催など、ビジネスモデルの構築や社会実装に向けて支援しております。

昨年度の成果としては、県内ホタテ加工業者と県外プラスチック製品
製造業者との連携によるホタテ貝殻を原料とした除雪用スコップの開
発や、県内染色業者と県外衣服製造業者との連携による抗菌作用を持つ
衣類の開発など、複数のプロジェクトの創出につながっているところで
あります。

県としては、引き続き、外部の経営資源の有効活用による県内企業の
イノベーションの促進に取り組んでまいります。

私からは以上です。

○副議長（寺田達也） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（船木久義） 地域公共交通の維持、活性化につ
いてお答えいたします。

初めに、MaaSの実装に向けた県の取組についてです。

県では、昨年度から弘前市と八戸圏域においてMaaSの実装に向け
た取組を進めており、今年度も引き続き、弘前市では、渋滞解消と保護
者の送迎負担の軽減を目的に、路線バス、鉄道、乗合タクシーを対象と
する定額利用サービスの実証、八戸圏域では、八戸市中心街から三戸町
方面へのバス最終便以降の移動手段の確保を目的に、バスと鉄道を組み
合わせたデジタルチケットの販売に取り組むこととしています。

県としては、両地域で実装に向けた取組をさらに進め、その成果を市

町村や交通事業者と共有することにより、MaaS実装に取り組む地域
を拡大していきたいと考えています。

次に、交通が不便な地域における移動手段の確保についてです。

県では、交通が不便な地域、時間帯における移動手段の確保のため、
ライドシェアの制度を活用したアオモリモビリティシェアを推進して
います。

昨年度は、県の委託事業として弘前市及び五所川原市金木地区で実証
運行を実施し、五所川原市においては、今年度から市の事業として本格
運行に移行しました。

今年度は、八戸市笹ノ沢地区において、住民の通院や買物等の移動手
段確保を目的とした実証運行を実施することとしています。また、東通
村において、観光客の移動手段の確保を目的とした公共ライドシェアの
実証運行に向けた具体的な内容を協議しているところです。

県としては、地域ごとのニーズに応じた移動手段の確保に向け、市町
村等と連携しながらアオモリモビリティシェアを推進していきたいと
考えております。

○副議長（寺田達也） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 御質問六点についてお答えいたし
ます。

まず、カーボンニュートラル実現に向けた取組について、運輸部門に
おける県民の省エネ行動促進の取組についてでございます。

県では、公共交通機関や徒歩、自転車の積極的な利用、エコドライブ
の実践など、スマートムーブの普及に取り組んでいます。毎年十月に実
施しておりますスマートムーブ通勤月間では、昨年度、令和六年度には
七十九事業所、約二万人が参加し、通勤時のCO₂排出量が約八十トン
削減されたところでございます。

また、宅配便の再配達が社会問題となっていることから、県民三百名
を対象とした宅配ボックス利用促進のためのモニター事業を実施した

ほか、宅配事業者と連携し、普及活動に取り組んでいるところがございます。

次に、災害廃棄物処理対策について二点お答えいたします。

まず、産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見の取組についてでございます。

未然防止の対策といたしまして、事業者や県民への意識啓発を図るため、地域と行政が協働で廃棄物の撤去を行う不法投棄防止撤去推進キャンペーンの実施や、建設系廃棄物の適正処理推進のための建設業界等への働きかけ、事業者を対象とした廃棄物の適正処理に関する説明会、ラジオ広報などを行っております。

また、早期発見の取組といたしまして、県職員や県内各地に配置しています不法投棄監視員による監視活動、警察などと連携した廃棄物積載車両の調査、ドローンや県防災ヘリコプターによる上空からの監視、監視カメラによる多発地帯等の監視のほか、県民からの不法投棄等に関する通報を随時受け付けております。

次に、低濃度PCB廃棄物の期限内処分についてでございます。

県では、低濃度PCB廃棄物の期限内処分に向け、電気事業法上の届出義務がある家用電気工作物の設置者のうち、県が把握した低濃度PCB廃棄物を保管する事業者など約五百者に対し、期限内に処分するよう指導、助言を行っているほか、公共施設の管理者に対しては期限内処分の徹底を依頼しているところでございます。

また、届出義務がない非家用電気工作物につきましては、テレビCMや新聞広告、市町村の広報紙などを活用し、期限内処分の徹底について、広く注意喚起を図っております。

次に、災害廃棄物処理に向けた市町村の対応強化について二点お答えいたします。

まず、県が行う仮置場設置・運営訓練の実施状況についてでございます。

県では、市町村における災害廃棄物処理の初動対応の強化に向け、令和六年度、昨年度からは、これまでの座学研修に加えて、実践力の向上を図るため、仮置場設置・運営訓練を実施しているところでございます。令和六年十月に八戸市で実施した訓練におきましては、県内二十一日町村や関係団体等から約百名が参加し、廃棄物の種類ごとに区画した仮置場の設置や、様々な廃棄物が持ち込まれることを想定した受入れ訓練を行ったところでございます。

次に、訓練の成果を踏まえた取組についてでございます。

昨年度実施いたしました訓練終了後のアンケートによりますと、災害廃棄物処理や仮置場設置に係る課題として、人員や知識の不足を挙げる市町村が多かったところでございます。

このため、県では、今年度は、まず十月頃に黒石市で訓練を実施することとしておりまして、こうした訓練の成果や課題を踏まえまして、仮置場設置・運営のためのマニュアルを作成することとしております。

今後も、市町村の連携と人材育成のための研修機会の提供などサポートを行い、引き続き対応力強化に取り組んでまいります。

最後に、野生鳥獣の生息状況についてでございます。

ツキノワグマにつきましては、昨年度、県が行った個体数推定調査におきまして、白神山地や下北地区を中心に約千六百頭が生息しているものと推定しております。

ニホンジカ、イノシシにつきましては、県が毎年行っている生息状況調査におきまして、生息密度が低いことから生息数の推定までには至っておりませんが、県南地域、津軽地域ともに生息域が拡大しているものと考えております。

ニホンザルにつきましては、下北半島、西海岸地域、津軽半島地域、弘前市を含む岩木川上流地域及び南津軽地域の五地域においてモニタリング調査を実施しており、天然記念物である下北半島のニホンザルが約二千八百頭、その他の地域で約二千二百頭の合計で約五千頭が生息し

ているものと推定しているところでございます。

○副議長（寺田達也） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 御質問三点についてお答えいたします。

まず、県内における認知症サポーター及びキャラバン・メイト並びに認知症サポーター医の人数と目標の達成状況についてお答えいたします。

県内における認知症サポーター及びキャラバン・メイトの人数については、令和七年三月末時点で、認知症サポーターが十三万九千七百五十一人、キャラバン・メイトが二千九十五人、計十四万八千四百六十六人となっており、あおもり高齢者すこやか自立プラン二〇二四に掲げる令和八年度末における目標値の十三万七千人を前倒しして達成しています。

また、認知症サポーター医の人数については、令和七年三月末時点で百四十六人となっています。同プランに掲げる令和八年度末における目標値が百八十五人であることから、目標の達成に向けて、認知症サポーター医養成研修の受講を支援することとしています。

次に、県内における認知症初期集中支援チームの設置状況と活動状況についてお答えいたします。

専門職の訪問により、必要な医療や介護の導入調整、家族支援等、認知症の人やその家族に初期の支援を行う認知症初期集中支援チームは、令和六年四月一日現在、三十八市町村三十九チームの設置となっています。

チームの活動状況については、令和五年度の実績で、個別ケースについて検討するチーム員会議が八十五回、支援体制を構築するための認知症初期集中支援チーム検討委員会が三十六回開催されているほか、個別ケースにおける訪問件数は、延べ四百七十六件となっています。

最後に、都道府県認知症施策推進計画の策定に係る本県の取組状況についてお答えいたします。

国の認知症施策推進基本計画では、都道府県計画に定める内容が介護

保険事業支援計画等の既存の行政計画に定める内容と重複する場合、これらを一体のものとして策定することは差し支えないものとされています。

このため、県では、あおもり高齢者すこやか自立プラン二〇二四で認知症施策推進基本計画の内容をほぼ網羅できていることから、同プランを県の認知症施策推進計画に位置づけることとしました。

なお、令和七年四月に国から示された認知症施策推進計画策定の手引きによると、計画策定に当たっては、認知症の人とその家族等の声を聞き、課題を明らかにした上で施策に反映させることが求められています。県としては、これらの方々の参画の在り方を検討し、次期計画に反映させていきます。

○副議長（寺田達也） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 御質問二点についてお答えします。

まず、ライフ関連産業の振興に向けた県の取組についてです。

我が国をはじめ、全世界的に進む高齢者層の増加を背景に、医療、健康、福祉といったライフ関連産業は、将来に向けてさらなる市場の成長が期待できる産業であると認識しています。

このため、県では、ライフイノベーションによる健康で幸せな生活の実現を総合的目標とした青森ライフイノベーション戦略アクションプランにおいて、医福工連携、ヘルスケアサービス、健康美容産業の三つを重点分野に掲げ、各種取組を進めています。

具体的には、医療・介護現場とものづくり企業との連携による製品開発の促進、弘前大学COIプロジェクトと連動した新たなヘルスケアサービスの創出、本県の機能的素材の活用によるシニア市場への参入促進や健康志向食品等の開発促進などの取組を行っているところです。

次に、弘前大学COI-NEXTプロジェクトとの連携に関する県の取組についてです。

弘前大学COI-NEXTプロジェクトでは、県内外の大企業や大学

など計五十七の機関が参画し、岩木地区の住民健康調査によって得られた健康ビッグデータを活用した健康寿命の延伸に寄与する研究が進められています。

こうした中、県では、弘前大学と緊密な連携を図りながら、プロジェクト参画企業に対して、県内企業の情報提供や交流会の開催に取り組んでいるところです。

今年度は、両者の相互理解を一層促進するため、プロジェクト参画企業の個別ニーズや社会実装イメージ等を踏まえた上で、県内企業への個別訪問を実施し、情報交換やビジネスマッチングの機会を設けるとともに、両者の連携による新たなビジネス創出に向けた実証の支援等を行うことにより、事業化の促進に取り組んでいきます。

○副議長（寺田達也） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 野生鳥獣による農作物被害の状況と被害防止に向けた県の取組についてお答えいたします。

本県における令和五年度の野生鳥獣による農作物被害額は、前年度の約二倍となる九千百六十一万円で、鳥獣別ではツキノワグマが最も多く、次いでニホンザル、イノシシなどとなっており、作物別ではリンゴが七五％と大半を占めています。

被害防止対策については、現場に最も近く、状況にも詳しい市町村の取組が重要であることから、県では、市町村が行う捕獲活動や侵入防止柵の設置等を支援しているほか、捕獲技術の向上に向けた研修会の開催や、専門的な知識を有するアドバイザーの派遣などに取り組んでいるところです。

また、近年、被害が急増しているイノシシとニホンジカについては、広域的な取組が効果的であることから、市町村の連携促進に向けた会議の開催のほか、市町村単独では対応が難しい市町村の境界や里山などで積極的に捕獲する広域捕獲を行うこととしており、これらの取組を通じて被害の低減に努めていきます。

○副議長（寺田達也） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 御質問四点についてお答えいたします。

まず、ブルーカーボン創生事業の事業目的と取組内容についてです。本事業は、陸奥湾の恵まれた環境を生かしてアマモ場を保全し、拡大させ、CO₂吸収源対策を推進することを目的として実施したものです。

実施に当たっては、まず、県やNPO団体等で構成する協議会を立ち上げ、アマモ場の繁茂拡大に向け、その生育に良好な適地の選定等を行い、その中で蓬田村の漁場を選定しました。

その上で、当該漁場におけるCO₂削減効果について、ブルーカーボンクレジットの認証を受けるために、アマモ場の繁茂状況の調査やCO₂吸収量の解析を行うとともに、こうした取組で得られた知見を取りまとめ、ブルーカーボンクレジットの取組が容易に進められるよう、認証までの手続に関するマニュアルを作成したところです。

次に、ブルーカーボン創生事業の取組成果と今後の展開についてお答えします。

本事業で調査を行った蓬田村の瀬辺地漁港沖のアマモ場約五ヘクタールについては、約十・七トンのCO₂吸収量が算定され、蓬田村漁協、蓬田村、八戸工業大学の三者が、国が認可した機関に対してブルーカーボンクレジットの認証を申請し、今年三月に認められました。

本事業は昨年度で終了しており、今後、県としては、調査を行ったアマモ場について、蓬田村漁協等による自主的な保全、拡大の取組が継続されていくこと、また、県が作成したマニュアルに基づき、より多くのブルーカーボンクレジットの認証に向けた取組が県内に普及すること、さらには、これらの取組によって海域環境の改善が図られるとともに、CO₂の吸収によりカーボンニュートラルの実現に貢献することを期待しております。

続きまして、県道弘前鰯ヶ沢線弘前市独狐地区から大森地区までの歩

道整備に関する質問にお答えいたします。

当該区間については、小学校の通学路に指定されている区間を優先し、歩道整備を進めています。

このうち、高杉Ⅰ期工区の整備が平成二十三年度に完了し、現在は高杉Ⅱ期、鬼沢、大森の三工区において、用地取得が終了した箇所から順次工事に着手しているところです。

独狐地区については、事業中工区の進捗状況や弘前市の意向等も踏まえながら、事業の実施について検討してまいります。

最後に、県道弘前柏線の整備状況と今後の取組についての問いにお答えいたします。

当該区間については、地元弘前市から歩行者の安全確保等を目的としたバイパス整備の要望をいただいております、これを受け、県では、平成二十八年度から三省小学校の通学エリアである中崎工区一・二キロメートルのバイパス整備を進めているところです。

当該バイパスについては、令和十四年度までの完成目標を公表しており、昨年度に用地取得が完了したことから、今後は残りの埋蔵文化財調査を進めるとともに、着実に工事を進めていきます。

残る区間の整備については、バイパス整備の進捗状況等を踏まえ、優先工区、整備手法について、地元弘前市と協議しながら検討してまいります。

○副議長（寺田達也） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 地域防災力の充実、強化に係る御質問三点についてお答えいたします。

初めに、自主防災組織の活動カバー率につきまして、県では、これまで、市町村と連携しながら、自主防災組織の設立促進や活動の活性化を図るための取組を進めてきたところであり、その結果、県全体の活動カバー率は、令和七年四月一日時点で五九・二％となっており、平成二十七年四月一日時点と比較すると、十年間で一三・六ポイント上昇してお

ります。

次に、活動カバー率向上の取組につきまして、自主防災組織の活動カバー率を向上させるには、市町村の担当職員及び地域住民の意識向上や機運醸成が必要であることから、市町村の地域防災組織担当者との意見交換会や自主防災活動に携わる地域住民が課題や取組を共有し、今後の活動に生かす地域防災活動ネットワーク研修会を開催してきたほか、自主防災組織の活動促進を図るため、リーダーを育成する研修会を開催してきました。

今年度は、これらの事業に加え、自主防災組織の設立促進にも活用できる地域防災・減災力向上事業費補助金を創設し、市町村の実情に応じた取組を後押ししているところであり、引き続き、市町村等と連携しながら、自主防災組織の設立と活動促進に向けた取組を進めてまいります。

次に、消防団員数の推移につきまして、本県の消防団員数は、令和六年四月一日現在で一万六千二百二十人となっており、前年度比では四百三十八人の減、十年前と比較すると三千二百三十五人の減となっております。

なお、内訳を見ますと、令和六年四月一日現在で女性消防団員数は五百四十五人で、十年前と比較すると百九人の増、学生消防団員数は五十四人で、十年前と比較すると四十八人の増となっており、全体の消防団員数が減少する中であって、増加傾向にあります。

○副議長（寺田達也） 国スポ・障スポ局長。

○国スポ・障スポ局長（出崎和夫） 青の煌めきあおもり国スポ・障スポについての御質問二点にお答えいたします。

初めに、ボランティア確保の状況と今後の取組についてです。
国スポ・障スポのボランティアに係る令和七年五月末時点の確保状況については、開・閉会式の運営補助などを行う運営ボランティアが、二千八百人の募集に対して千七百八十人、大会のPR活動を行う広報ボラ

ンティアが、二百人の募集に対して百二十四人、聴覚障がい者への情報提供を行う情報支援ボランティアのうち、手話が四百人の募集に対して三百四十九人、筆談が二百人の募集に対して五十二人登録されているところです。

また、障スポに参加する選手団の介助等を行う選手団サポートボランティアとして八百人養成するための取組を、県内の大学等と連携し、本年度から実施しているところです。

県としては、引き続き、様々な広報媒体やPRの機会を活用して、広く県民にボランティアへの参加を呼びかけるとともに、ボランティアの業務内容や、手話、筆談の知識等を学ぶ研修などを通じた各種ボランティアの養成に取り組んでいきます。

続きまして、本県選手の国スポ・障スポでの活躍に向けた機運醸成に係る県の取組についてでございます。

国スポ・障スポの機運醸成に向けては、今年九月に青の煌めきダンスコンテストをはじめとした開催一年前イベントを実施するとともに、公式SNSやテレビ、ラジオなど、様々な手法を組み合わせて広報活動を展開しているところです。

また、国スポ・障スポへの出場が見込まれる本県選手や競技をPRするため、選手のインタビュー等を掲載した広報誌「煌めイト」を発行し、これと連動した動画を制作してSNS等で配信しているほか、今年五月から始まった国スポの競技別リハースル大会についても、SNSを中心とした情報発信を行っているところです。

こうした取組は、開催に向けた機運醸成のみならず、選手の活躍を後押しすることにもつながることから、引き続き、様々な手法や機会を通じて、本県選手を紹介する取組をはじめとした広報活動などを展開し、開催まで一年余りとなった国スポ・障スポの機運醸成に取り組んでいきます。

○副議長（寺田達也） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問三点にお答えいたします。

まず、あおり国スポに向けた競技力向上に係る取組についてです。昨年、佐賀県で開催された第七十八回国民スポーツ大会における本県の男女総合成績は、前年のかごしま国体での四十位から二十三位、女子総合成績は三十六位から十五位に向上するなど、競技力の底上げが図られています。

現在の取組として、強化指定や強化拠点校の選手等が県内外でより効果的な強化合宿等が実施できるよう支援をするとともに、全国大会等で活躍するトップアスリートや指導者の県内企業等への就職をより一層強化するほか、競技成績に直結する競技用具の整備を引き続き進めることとしています。

また、競技団体に対し定期的にヒアリングを実施し、抱えている課題に対応した強化事業の活用等について助言を行うなど、着実に競技力の向上が図られるように取り組んでいます。

次に、総合型地域スポーツクラブに期待される役割と現在の設置状況についてお答えします。

総合型地域スポーツクラブは、子供から高齢者まで様々なスポーツを愛好する人々が、それぞれの志向やレベルに合わせて参加でき、地域住民により自主的、主体的に運営されるスポーツクラブであり、地域スポーツの担い手としての役割や地域コミュニティの核としての役割が期待されています。

現在、県内三十三市町村に四十二クラブが設置されており、サッカー等の子供向けのスポーツ教室のほか、ウォーキング等の幅広い世代に向けた健康づくり教室を開催するなど、地域住民に多様な運動メニューを提供しています。

次に、総合型地域スポーツクラブの活動支援に係る取組状況についてお答えします。

県教育委員会では、総合型地域スポーツクラブの活動への支援とし

て、専任職員のクラブアドバイザーによるクラブ運営に対する指導、助言のほか、運営体制の強化を目的とした研修会やクラブの核となる人材育成のための講習会を開催しています。

また、総合型地域スポーツクラブをスポーツに親しむ環境づくりに向けた各種事業で活用し、クラブが地元の市町村と連携することで、地域に根差した取組のノウハウを蓄積するとともに、地域での認知度を高め、活用促進が図られるよう取り組んでいます。

○副議長（寺田達也） 川村議員。

○三十六番（川村 悟） 各般にわたって非常に優しさのある御答弁をいただき、ありがとうございます。二点ほど再質問させていただきます。

一点目は、風力発電の人材育成についてです。

知事から、風力発電人材育成のため、高校生向けの研修を六ヶ所村のトレーニングセンターを活用して行っているということで、これは高く評価したいと思います。高校生が直接風力発電に接することで理解が深まっていくと考えております。

この洋上風力発電で期待することは、先ほども触れましたように、建設からメンテナンス業務まで多くの県内企業が参入してもらいたいということ、また、県内の若者の雇用が実現されるという期待であります。

洋上風力発電の先進地、長崎県や隣の秋田県を見てみますと、長崎県では技術者を育成するための訓練施設が設置されています。この施設では、洋上で安全に作業を行う、事故があつた際に迅速に対応、救助するなどの実践的な訓練を受ける施設ということでもあります。約五日間の訓練で風車の建設や保守点検を行う上で必要な国際的に認証された資格取得ができると伺っております。

秋田県においては、風力発電に興味のある高校生に対し、海技士免許——二十トン以上の大型船舶の乗組員に必要な国家資格——取得を目指し、男鹿海洋高校では、放課後の補習などを通じて海技士資格取得のサポートがされており、高校生を対象とした教育内容も検討されている

と伺っております。

そこで、県内高校生に対しては、風力発電業務に係る資格取得のため、県のサポートが必要であると考えますが、見解をお伺いいたします。

○副議長（寺田達也） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 議員御指摘のとおり、高校生を含めました若年者が、こうした風力発電に関わる関連産業に就職し、県内に定着することが求められると考えておりまして、このことにつきまして様々な資格等もあると考えておりますので、業界のニーズを把握して、必要な取組につきまして関係者と検討してまいりたいと考えております。

○副議長（寺田達也） 川村議員。

○三十六番（川村 悟） 業界のニーズを把握しながらというお話であります。もちろん、人材育成、作業訓練等は、風力発電事業を担う事業者との協議、連携が私は不可欠であると考えております。

そこで、風力発電事業者との協議、連携ということについて、県の対応についてお伺いいたします。

○副議長（寺田達也） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） ただいまの御質問もまた御指摘のとおりだと考えております。これまで以上に事業者とコミュニケーションを図りながら、今後の参入分野や求められる技術や資格などにつきまして、事業者とも協議、連携して進めたいと考えております。

○副議長（寺田達也） 川村議員。

○三十六番（川村 悟） ぜひ風力発電事業者側としっかり協議、連携をしていただきたいと思います。その上で、必要な資格取得等については、後に県教育委員会とも連携して資格取得のサポート、場合によっては教育内容も検討していただいて、どこかの高校でそれを受けていただくという段階にもなるのではないかと考えておりますので、この点については要望を申し上げておきたいと思います。

もう一点、私ども議員の場合は先進地の視察が割と手輕にできるわけであり、けれども、洋上風力の国内における先進地の訓練や教育、資格取得の観点から、県の担当職員がやはり現地を見ていただいて、今後の事業展開を図る必要があるのではないかとこれまでいろいろ接して考えたところであり、これは答弁は要りませんが、ぜひ担当職員の先進地の派遣というものを検討していただきたいということを要望申し上げます。

それからもう一点は、認知症の対策について再質問させていただきます。

二〇二四年の認知症行方不明者は、全国で一万八千二百二十一人で、前年より減少しているものの、特に認知症を抱える家族にとって深刻な状況が続いております。うち四百九十一人が川や山林での死亡が確認されております。

そこで、本県における行方不明者数について伺いいたします。

○副議長（寺田達也） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 青森県警察本部によると、令和五年の行方不明者届の受理件数は六百三十四件で、そのうち認知症を原因とするものは六十件となっております。

○副議長（寺田達也） 川村議員。

○三十六番（川村 悟） 六百三十四ということで、認知症を原因が六十という、少なくはないと思います。

私は、認知症の不明者対策については、県、市町村、そして警察等による見守り体制を強化していくことが非常に重要だと思っております。安全確保に努めることが必要と考えますので、今後の県の対応について伺いいたします。

○副議長（寺田達也） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 今後とも認知症高齢者の増加が見込まれることから、各市町村において認知症の方が安全に外出できる地域の

見守り体制の構築を進めていくことが重要です。

このため、県では、警察本部と連携して、令和二年三月に作成した認知症高齢者等の見守り・ＳＯＳネットワーク構築の手引きを活用し、市町村における体制整備を促進した結果、令和七年三月三十一日現在、三十五市町村で認知症高齢者の見守り体制が構築されているところです。

県としては、引き続き、全市町村での見守り体制の構築及び各市町村が行う取組の充実に向けて、市町村が参加する会議等の場を通じて働きかけや助言を行ってまいります。

○副議長（寺田達也） 川村議員。

○三十六番（川村 悟） 全市町村を対象にした見守り体制の強化を引き続き実施していただきたいと思っております。

最後になりますが、カーボンニュートラルの実現に向けたブルーカーボンの推進については、要望しておきたいと思っております。

アマモ場の増加などブルーカーボンクレジットの実現に向けて、県内全域で展開されることを期待していただいておりますが、先ほどの答弁では令和六年度で事業は終了したと。恐らく予算の関係だと思っておりますが、私は時代に合った事業であるということで、この事業がなくなるということは非常に残念だと思っております。

ブルーカーボンとしての藻場の増加については、私は県土整備部だけでなく、環境エネルギー部、農林水産部——農林水産部においては、既に磯焼け解消という漁業資源の回復を目指した取組、ちよつとブルーカーボンとはまた角度が違いますが、そういう最高の情報を、技術を持つている農林水産部があります。それぞれ関連してまいりますので、私はぜひ関係部門でプロジェクトチームを編成して、本格的な取組をすることを期待したいと思っております。何か宮下知事がうなずいているような感じにも見えます。答弁は要りませんので、ぜひそういった方向で検討していただきたいということを申し上げて、終わります。ありがとうございます。

○副議長（寺田達也） 三十分間休憩いたします。
午後三時十七分休憩

午後三時四十分再開

○議長（丸井 裕） 休憩前に引き続きいて会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

三十三番夏堀浩一議員の登壇を許可いたします。――夏堀議員。

○三十三番（夏堀浩一） 自由民主党の夏堀浩一でございます。

県議会議員でありました大島理森元衆議院議長が、四月二十九日、春の叙勲において桐花大綬章を受章されたこと、県民の一人として、また県議会議員として同じ議場に席を同じにしたことに関連しまして、心からお祝いを申し上げたいと思うわけでございます。青森県初の衆議院議長就任でございました。県民の榮譽として心からお喜び申し上げます。と思います。

通告に従い、所感を述べながら、順次質問をさせていただきます。

歯と口の健康づくりの推進についてであります。

青森県基本計画「青森新時代」への架け橋では、健康を支える医療環境の向上と共生社会の実現に向けての健康づくりは二〇四〇年のめざす姿として、社会全体で県民の健康づくりを支えることとされており、県民の健康長寿の推進には、正しい生活習慣を保つことと、歯と口の健康の維持が重要であると考えております。

平成二十六年度に施行された青森県歯と口の健康づくり八〇二〇健康社会推進条例では、県民が生涯にわたり自分の力で物を食べ、楽しく会話ができ、健康で質の高い生活を送ることのできる社会を目指すこととされており、こうした理念の下、県では、市町村をはじめ、関係機関と連携しながら、五年ごとにライフステージに応じた健康実態を明らかにするための調査を行い、取組を進めてきたものと認識しております。

一方では、虫歯予防の効果が見込まれる学齢期における集団フッ化物

洗口の取組は、市町村における取組状況の温度差が大きいということも言われております。引き続き、全県的な実施に向けた市町村への働きかけが重要と考えられているようです。県や教育委員会、市町村と歯科医師会などが一丸となって必要な取組を進めていくためには、連携強化が一層と重要であると考えております。

そこで質問いたします。

一つ目として、歯と口の健康づくり八〇二〇健康社会推進条例施行後の成果と現状について伺います。

次に、二つ目として、県内の小・中学校におけるフッ化物洗口の実施状況と県の取組について伺います。

次に、医療・福祉人材の県内定着の促進についてであります。

周知の事実であります。医療や福祉の現場では、全国的に人材の確保が喫緊の課題となっております。本県においても、医療・福祉分野の職種において慢性的な人材不足の声が現場から寄せられており、特に看護師が不足することで病棟の休止を余儀なくされる医療機関も出ていますと聞いております。

まさに全国的に医療・福祉人材の需給が逼迫している中で、県外からの積極的な人材獲得の動きもあり、本県出身の学生が県外に就職するケースが少なくありません。高齢化が進む本県において、県内の医療・福祉分野の専門職の教育機関を卒業した学生がそのまま県内に定着して働くことが県内の医療、福祉の安定には不可欠であり、その意味でも、学生の県内就職をどのように後押ししていくかは関係機関が一丸となって考えなければならない重要な問題、課題であります。

そこで質問いたします。

一つ目として、本県における医療・福祉分野の人材不足の状況について伺います。

二つ目として、医療・福祉分野の学生の県内定着の状況及び県内定着に向けた県の取組について伺います。

次に、肉用牛の振興についてであります。

本県の農林畜産業が地域を支える基幹産業であることは皆様も御承知のとおりであり、本県の農業産出額三千四百六十六億円のうち、畜産はその三割強を占める千九十億円と大変重要な産業となっております。

しかし、近年の肉用牛経営をめぐる現状は、配合飼料などの高止まりによる生産コストの上昇や子牛価格の低迷などにより、私の地元の肉用牛農家からも将来の経営継続を心配する声が聞こえてきます。既に廃業した繁殖農家や、これから事業縮小に向けて計画している肥育農家など、悲鳴とも言える声が聞こえてきます。

その中であって、特に経営環境の厳しい繁殖経営については、配合飼料価格や子牛一頭当たり六万円の支援など、県が緊急的な支援をスピイデーに打ち出されたことなどにより、細々と生産を継続しているものの、十分な収益を得られていないことから、県が進めている青森新時代「農林水産力」強化パッケージにより、より一層の本県の黒毛和牛の市場評価を高める取組を強力に進め、経営の安定化を図る必要があると考えております。

また、五年に一回開催され、和牛のオリンピックと言われる全国和牛能力共進会が令和九年度に北海道で開催されますが、私が昨年もお聞きしたとおり、県では大会までのロードマップを作成し、生産者団体と連携した取組を進めていると聞いております。この大会での上位入賞は、黒毛和牛の市場評価の向上に直結するため、ぜひ上位入賞を果たし、全国的にもさらに評価される和牛の産地を目指していただきたいと考えますが、今回の大会では出品牛を船で移動させる必要があるなど、牛はもとより、生産者の負担や各団体も何かと準備に苦労があるものと思われま

れます。

そこで質問いたします。

一つ目として、本県の黒毛和牛の評価向上に向けて、県はどのように取り組んでいるのかお伺いします。

二つ目として、令和九年に開催予定の全国和牛能力共進会北海道大会に向けて、県はどのように取り組んでいるのかお伺いします。

次に、ジュノハートの生産・販売対策についてであります。

幸運のサクランボ。平成十七年五月、ジュノハートの原木がある五戸町のりんご研究所県南果樹部付近で山火事が発生し、火は原木の三本手前まで迫ったものの、かろうじて被害を免れました。焼け残った木から苗木を増やし、無事誕生したのが現在のジュノハート。まさに幸運を持ち合わせたサクランボなのであります。

そのジュノハートが全国デビューして今年で六年目となります。おかげさまで県当局並びに執行部のたゆまない御尽力により、県内外での認知度がかなり上がり、今後さらに需要が増すと思われる一方で、生産者から、令和六年産は気象の影響により出荷量が減少したと聞いております。今まで培ってきたブランドとしての評価をさらに高めていくためには、ジュノハートの高品質安定生産が重要だと思います。また、生産者から、本年度産の南部町でのサクランボの生育状況は、これまでのところ平年より少なめで、園地によつてばらつきが見られるようでありますが、ジュノハートは、これからの収穫直前の天候不順がなければ、出荷量は昨年度よりも増加する見込みと聞いております。

その中でジュノハートがリングに次ぐブランド果実として広く消費者に認知されるためには、ほかのサクランボよりも一段と高い価格帯でも消費者が納得して購入していただけるハートビートのような高ブランドの育成と、それ以外の規格外品の有効活用による収益力と、さらなる認知度の向上に取り組むことが極めて重要であると思います。

そこで質問いたします。

一つ目として、県は、令和六年産の生産状況を踏まえ、本年産ジュノハートの高品質安定生産にどのように取り組んでいるのかお伺いします。

二つ目として、県は、ジュノハートのブランド化に向けた販売対策に

どのように取り組んでいるのかお伺いします。

次に、青森県立高等学校教育改革についてであります。

現在、県教育委員会では、現行の基本方針に基づき、令和五年度から令和九年度までの第二期実施計画において、魅力ある高等学校づくりを推進しているところですが、私立高校においても魅力化、特色化が進められているほか、コロナ禍における出生数の減少に伴い、急激な生徒数の減少が見込まれていることを踏まえ、県立高等学校のさらなる魅力化や特色化が必要と考えます。昨年度は学校教育改革元年と位置づけ、取り組んできたと同っておりますが、今年度も青森の未来を担う子供たちのための学校教育改革に力点を置くとされておりました。

そこで、今後、県教育委員会においては、令和十年度以降の魅力ある県立高等学校の在り方を検討し、方向性を示していくことになろうかと思われませんが、県民や市町村の意見を丁寧聞きながら、慎重に検討を進めていただきたいと思います。

そこで質問いたします。

一つ目として、県立高等学校教育改革次期計画の策定スケジュールについてお伺いします。

そこで、次期計画の策定に当たっては、地域校制度の在り方が論点になるだろうと考えております。第二期実施計画では、第一期実施計画に引き続き、町村部に所在する高等学校の一部を地域校として配置しますが、この地域校には募集停止等の基準が定められており、基準を満たすための入学者数の確保が急務となっております。そのため、その該当する地域の皆さんは、地元の高校はなくさないという強い思いで県外募集等、でき得る可能な限りを尽くして様々な政策や工夫を凝らし、あらゆる方策を駆使して頑張っているのです。その中で地域校が所在する町からは、この募集停止等の基準の緩和を求める声が上がっているとともに、令和七年二月に県教育委員会教育長に提出された青森県立高等学校魅力づくり検討会議の検討結果報告書では、地域校の配置基準や募集停

止等の基準を含む制度の在り方について言及されていると同っております。私を含め、県民や市町村は、次期計画に対して大きな期待を抱いており、特にこの地域校制度がどうなるかという点においては、注目度が非常に高い施策になると思われま

そこで、二つ目として、青森県立高等学校魅力づくり検討会議の検討結果報告書で示された地域校制度の方向性について、県教育委員会ではどのように次期計画の策定に反映していくのかお伺いします。

次に、学校における防災教育の推進についてであります。

日本は、地震、台風、豪雨、津波、火山噴火など、様々な自然災害が頻発する災害大国であります。近年では、二〇一八年に大規模な水害により大きな被害をもたらした西日本豪雨、二〇一九年には長野県の千曲川や福島県の阿武隈川をはじめ、七十一の河川の堤防が決壊し、甚大な被害をもたらした台風第十九号、二〇二四年の能登半島での大地震や豪雨など、全国各地で大規模な自然災害が発生しております。

本県においても、これまで東日本大震災や台風の発生などの自然災害により甚大な被害に見舞われており、また、今年の冬は大雪による被害が広範囲に及ぶなど、いつでもどこでも災害が起きてもおかしくない状況にあると言っても過言ではありません。

東日本大震災から十四年がたち、現在の学校教育現場では震災を知らない児童生徒が増えてきており、震災を知らない子供たちの防災に対する意識の低下が懸念されます。そうならないためにも過去の災害を教訓として学び、命を守るためにどう行動すべきかを考える力を育てるなど、防災に対する意識を高め、防災教育の重要性について再認識させることが今後ますます重要であると思

また、学校における防災教育は、防災訓練などを通して災害発生時の対応などを学習していると思いますが、様々な場面や状況等を想定した実践的な取組を実施するとともに、取組内容のバージョンアップを図り、実効性のある取組をしていく必要があると考えられます。そして、

さらに被災した際に避難所での生活となることを想定し、地域と連携した防災教育の取組も全県的に広げていく必要があると思います。学校において実践的で実効性のある防災教育を進めるためには、学校だけの問題ではなく、県教育委員会として防災教育の重要性を伝えるとともに、地域と連携して、さらには持続可能な取組の充実を図る必要があると思います。

そこで質問いたします。

一つ目として、防災教育はどのような目的で行われているのか、県教育委員会の基本的な考えについて伺います。

二つ目は、防災教育の充実に向けた県教育委員会の取組について伺います。

次に、警察安全相談の取扱状況等についてであります。

本年は選挙の年とも言われ、まさに今、東京都議選最中でもあります。さらに、七月には国政選挙の参議院通常選挙も控えております。インターネットでの選挙活動が解禁となり、選挙戦がまさにSNS上での空戦模様を呈しているのが現状であります。

そこで、SNSによる誹謗中傷で被害を受けた方が、その後、自殺に追い込まれるということも発生しており、兵庫県議会議員が亡くなったケースもその一つだと報道されております。被害を受けた方は、誰にも言えない、誰にも相談できないといった悩みを抱えているほか、相談先が分からないということもあるのではないかと考えます。

こういった中で、県警察には、悩み事の相談先として、警察安全相談窓口があるとお聞きしておりますが、このような窓口があることを知らない県民が多いのではないかと思われます。

本年七月から警察本部や一部の警察署では、代表電話に連絡すると自動音声が始まり、自動音声の指示どおりに進めていくと警察安全相談窓口まで誘導してくれるということをお伺いしました。また、警察安全相談の取扱件数は高い水準で推移しているということであ

りますが、自動音声を導入することで県民の利便性が向上するほか、県警察でも電話交換手が不要となり、限られた人的リソースを有効活用できるとともに、業務の合理化、効率化につながるのではないかと思います。

そこで質問いたします。

一つ目として、最近三年間と本年五月末までにおける警察安全相談の取扱件数について伺います。

次に、二つ目として、具体的な相談の方法と相談内容について伺います。

三つ目として、相談における事件性の判断はどのように行っているのかお伺いします。

最後に、四つ目として、自動音声ガイダンスの導入経緯と概要について伺います。

次に、三八地域の道路及び河川整備についてであります。

近年、大雨や台風並びに線状降水帯等の局地的豪雨により被害の規模や被害額が拡大傾向になっており、人的被害も見受けられる状況となっております。また、本県の道路整備の状況は地域差があり、三八地域は狭隘で脆弱な道路が多く、冬期や中山間地域において、著しく不便な状況であります。

さきの二〇一一年の東日本大震災では、太平洋沿岸部を襲った津波により、インフラなどの崩壊、また、高速道路や国道などの幹線道路の通行止めなど甚大な被害が発生し、人流、物流が困難な状況に陥ったのは記憶に新しいところであります。それに加えて、震災が発生した三月十一日は冬期間でもありました。

三八地域から秋田県鹿角市までの現在の国道百四号と国道百三号は、平常時において、八戸市と鹿角市、小坂町、大館市を連絡する流通経済、観光の主要な幹線道路となっております。一方で、冬期間になると、特に大型のトレーラーや大型貨物自動車、また、観光・買物客が道路凍結

や急勾配、曲線道路、狹隘道路のために交通事故が起こることが頻繁となっており、通行に支障を来すことも多くなっております。再び東日本大震災のような大規模地震や土砂災害が発生すれば、峠道である当該道路に大きな影響が出ることは容易に想像ができます。

以上のことから、青森―秋田間の県境道路の強靱化や、八戸鹿角圏域の物流・観光・地域連携等の強化を図るためにも、バイパス整備について、毎年、国と秋田、青森両県に要望活動を行っている状況であります。

先月二十七日には、鹿角市での八戸・能代間、北東北横断道路整備促進期成同盟会の総会に参加させていただきました、秋田・青森選出の国会議員や秋田県議会議員、両県の執行部の参加の下、不肖ながら私も祝辞の機会をいただき、その中で仮称田子・大湯バイパス整備（世紀越えトンネル）について要望させていただきました。

そこで質問いたします。

一つ目として、国道百四号田子町夏坂と国道百三号秋田県鹿角市大湯間を結ぶバイパス要望に対する県の対応について伺います。

次に、異常気象によると思われる線状降水帯による集中豪雨などで全国的に毎年のように河川が氾濫し、家屋の浸水や農地の冠水などの被害が本県においても全県的に発生しております。

私の住む三戸郡南部町をはじめ、三戸町、田子町は、馬淵川の本流をはじめ、支流である如来堂川、猿辺川、熊原川、杉倉川も氾濫が頻発しております。幸い、近年は知事並びに執行部の御尽力のおかげで民家への被害はありません。しかしながら、いつやってくるか分からない豪雨災害を未然に防止し、県民の安全・安心な暮らしを確保するためには、河川整備の促進や流下阻害となっている堆積土砂の解消が重要であると考えているところであります。

そこで、二つ目として、馬淵川の県管理区間における河川改修等の取組状況について伺います。

最後になりますが、本定例会中、異例だと思われませんが、会議冒頭で

警察本部長の報告がありました。警察官の逮捕事案についてであります。

六月五日、県警機動隊に勤務する五十三歳の男性警部補が、住職の男性と共謀し、女子高校生にわいせつな行為をしたということで逮捕されました。本事案は不同意性交等事件とのことでありますが、犯罪を取り締まるべき警察官が犯罪者として逮捕されたことは決して許されるものではなく、大変遺憾であります。特に性犯罪ということ、被害女性が高校生であること、一人の女性に対し、二人の男性が犯行に及んだということは悪質極まりないことで、大変憤りを感じております。

県警察では、大勢の職員が昼夜を問わず、日々額に汗して県民の生活、生命、財産を守り、民生の安定と治安の維持に努めていただいていることには十分に理解し、感謝しておりますが、このような不適正な事案が発生することで積み重ねてきた信頼が一瞬で崩壊してしまいます。二度と同様な事案が起こらぬよう、県警察には徹底した再発防止対策を講じていただき、警察の信頼回復に努めていただき、安全と安心を実感できる青森県の実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

そこで質問いたします。

一つ目として、本事案の概要について伺います。

二つ目として、最近、警察職員の不祥事が多いと感じておりますが、私ばかりではないと思います。再発防止対策を踏まえた強い思いの警察本部長の所感をお伺いします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（丸井 裕） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 夏堀浩一議員にお答えいたします。

私からは、まず、医療・福祉分野の学生の県内定着の状況及び県内定着に向けた取組についてお答えいたします。

県内の看護師等学校養成所の令和五年度卒業生のうち、県内就職者は四百五十一人、県内就職率は五六・七％と、看護職員の不足を補うには

低調な状況であります。

また、県内の介護福祉士養成施設は、令和七年四月一日現在で四施設ありますが、令和八年度以降も継続して入学者の募集を行う予定としているのは一施設のみとなっており、介護人材の育成や確保への影響が懸念されるところであります。

このため、県では、令和七年度所得向上・労働力確保に向けた実践プログラムにおいて、県内看護系学校の県内就職率を八〇%に引き上げることを目標とし、医療・福祉分野の関係機関で構成される検討会を立ち上げ、学生の県内定着に向けた取組を協議することとしております。

また、同プログラムにおいて、介護ロボット等を導入する事業者数を増加させることも目標とし、介護現場の生産性を向上させることで、介護人材の県内定着を進めてまいります。

続きまして、本県の黒毛和牛の評価向上に向けた取組についてお答えいたします。

本県の黒毛和牛の評価向上に向けては、これまで脂肪交雑を中心とした改良を進めており、さらに近年では、口溶けのよさやうまみ、香りといった多様化する消費者ニーズにも対応していくことが求められております。

このため、県では、県産業技術センターと連携して、食味に優れた市場価値の高い牛肉生産を目指し、脂肪の質や形状に着目したデータ分析による食味の見える化を進め、今後の種雄牛造成や新たな肥育技術の開発に生かしていくこととしております。

さらに、今年度からは、県内の生産者に対し、子牛の遺伝的能力を把握できるゲノミック解析の導入を支援するとともに、優秀な雌子牛を県内に定着させることで繁殖経営基盤を強化し、市場での評価向上を目指します。

私としては、本県の肉用牛農家が将来に希望を持って生産を継続できるように、これらの施策を進め、生産構造を大胆に改革し、所得向上につ

なげてまいります。

次に、令和九年に開催予定の全国和牛能力共進会北海道大会に向けた取組についてお答えいたします。

全国和牛能力共進会は、和牛の改良成果を全国に示す場であり、あおり和牛の魅力を広く発信する絶好の機会であることから、令和九年度の北海道大会への出品に向けて、昨年度から母牛の選定や子牛の生産に向けた交配を進めているところでです。

今年度は、出品候補牛の生産が本格化することから、県では候補牛の確保のための支援を行うとともに、県や関係団体等による指導チームを組織し、飼育管理指導を実施しております。

また、フェリーによる海上輸送試験を八月に実施し、輸送ストレスによる出品牛の体調や肉質に与える影響を検証の上、輸送方法を決定することとしております。

次に、ジュノハートのブランド化に向けた販売対策についてお答えいたします。

ジュノハートをトップブランドとして育成していくには、首都圏等の百貨店や高級果実店などでの地位確立と、ブランド力を生かせる贈答用商品を軸とした販売先の確保が重要であると考えております。

このため、本格的な全国販売を迎える六月下旬には、私自ら首都圏の百貨店や高級果実店へのトップセールスを行い、ブランド価値のさらなる向上に向け、意見交換するほか、新たに販売を始める京都府の百貨店や首都圏の高級スーパーなど全国六店舗において、職員が生産者と共に店頭PR販売に取り組むこととしております。

また、産地が課題としている規格外品については、県内での販売を基本として、生産者が利益を確保できるよう販売方法の検討を進めているほか、洋菓子店や高級果実店にスイーツ商品をはじめとする加工用途での活用を働きかけるなど、ジュノハート関連商品を増やすことで、認知度向上に取り組んでまいります。

私からは以上です。

○議長（丸井 裕） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 馬淵川の河川改修等の取組状況についてお答えいたします。

馬淵川については、平成二十五年の台風第十八号により甚大な浸水被害を受けた中流部の南部町及び三戸町において、平成二十六年から堤防整備などを行う広域河川改修事業を進めています。

今年度は、馬淵川の南部町門前地区の堤防が完成見込みとなっているほか、引き続き馬淵川の駅前地区や支川である熊原川の三戸町関根橋より下流側において、堤防の工事を実施しております。

また、防災・減災、国土強靱化対策として、南部町虎渡地区及び大向地区などにおいて堆積土砂の掘削や雑木伐採も実施する予定であり、引き続き、馬淵川流域における必要な河川改修等を着実に進めてまいります。

○議長（丸井 裕） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 御質問三点についてお答えいたします。

歯と口の健康づくり八〇二〇健康社会推進条例施行後の成果と現状についてお答えいたします。

県では、八〇二〇健康社会推進条例に基づき、市町村及び関係機関と連携して歯と口の健康づくりの推進に取り組んできたところであり、本条例は、多くの市町村における虫歯予防対策や歯科相談、健康教育の実施につながっているものと認識しております。

具体的には、虫歯予防効果があるとされている乳幼児のフッ化物等の歯面塗布への取組が、条例が制定された平成二十六年の二十四市町村から令和六年度には三十九市町村へ増加するなど、成果が現れているところ です。

一方で、本県の虫歯がない三歳児の割合や八十歳以上で二十歯以上の

自分の歯を有する方の割合は上昇しているものの、いずれも全国平均よりも低い割合となっていることから、引き続き生涯を通じた歯科疾患の予防に取り組んでいきます。

次に、県内の小・中学校におけるフッ化物洗口の実施状況と県の取組についてお答えいたします。

県内でフッ化物洗口に取り組む市町村立の小・中学校等の割合は、事業開始当初の令和五年五月には六・九%でしたが、令和七年四月現在で四〇・八%まで上昇しました。

県では、令和四年度末に市町村や小・中学校等向けに青森県フッ化物洗口マニュアルを作成し配布したほか、市町村職員や歯科保健医療従事者を対象とした研修会、歯科医師等による市町村への個別支援等により、フッ化物洗口を実施していない市町村を対象とした働きかけを行っているところです。

最後に、本県における医療・福祉分野の人材不足の状況についてお答えいたします。

青森労働局の資料によると、令和六年度の本県の医療・福祉分野の新規求人数は二万七千七百八十六人と全産業で最も多い一方で、充足率は一八・九%と、求人数約五人に対し一人しか採用できないという深刻な人材不足の状況にあります。

また、厚生労働省の推計ツールを用いて県が令和元年度に実施した看護職員の需給推計によると、本年、令和七年には看護師等が最大千五百七十七人不足すると見込まれているほか、同じく令和五年度に実施した介護人材の需給推計によると、令和八年には介護従事者が五千百八十二人不足すると見込まれており、医療・福祉分野の人材不足は本県の最重要課題の一つとなっています。

○議長（丸井 裕） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 本年産ジュノハートの高品質安定生産に向けた県の取組についてお答えいたします。

昨年、令和六年産のジュノハートは、生育期間中のヤマセによる裂果や高温による果実の過熟があったことから、出荷量は五・二トンとなり、前年、令和五年産を一・六トン下回りました。

本年産については、五月下旬の調査時点で平年を上回る着果数を確保していることから、県では、ジュノハートの特徴であるハート型で大玉の食味のよい果実生産を基本としながら、裂果防止に向けた雨よけビニールの適期被覆や土壌水分の適正管理について、研修会や現地巡回を通じて指導しているところです。

また、収穫期の高温に対応するため、今月下旬から始まる収穫に向けて、専用カラーチャートを活用した適期収穫の指導や、規格をそろえるための目ざろい会などを実施し、高品質安定生産につなげていきます。

○議長（丸井 裕） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 田子町と秋田県鹿角市を結ぶバイパス要望についての御質問にお答えいたします。

県では、要望のバイパス区間について、定期的に秋田県と情報交換を行ってきたおり、令和五年六月には、本県と秋田県及び国土交通省東北地方整備局による青森秋田間横断構想勉強会を立ち上げ、これまで計三回の勉強会を開催しております。

勉強会では、消防本部や病院へのアンケート調査による両県をまたいだ救急搬送実態の分析、検証等を実施しており、今年度は物流・産業面での効果等を検証する予定です。

県としては、秋田県の動向も踏まえつつ、引き続き、勉強会を通じて本バイパスの整備効果やネットワークとしての役割等を総合的に検討してまいります。

○議長（丸井 裕） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問四点にお答えいたします。

まず、県立高等学校教育改革次期計画の策定スケジュールについてです。

県教育委員会では、本年二月二十日に青森県立高等学校魅力づくり検討会議から提出された検討結果報告書を受け、次期計画の策定に向けた検討をしています。

次期計画は、基本方針と実施計画により構成することとしており、基本方針では、令和十年以降の十年間の魅力ある県立高等学校づくりに関する基本的な方向性を示すこととし、令和七年九月頃の策定を予定しています。また、この基本的な方向性を具体化するため、実施計画として、基本方針を踏まえた五年ごとの各地区の学校配置等を示すこととしており、令和十年年度から十四年度までの五年間を計画期間とする実施計画を令和八年十月頃に策定する予定としています。

なお、基本方針や実施計画の策定に当たっては、パブリックコメント等により県民の皆様から広く御意見を伺うとともに、市町村関係者及び小・中学校のPTA関係者等から各地区の具体的な学校配置等について御意見を伺うこととしています。

次に、次期計画の策定に係る地域校制度の方向性についてお答えします。

現在、学校規模の標準を満たさない高等学校のうち、募集停止等により通学が困難な地域が新たに生じることとなる高等学校については、生徒の通学状況等を考慮した上で、地域校として配置しています。

青森県立高等学校魅力づくり検討会議の検討結果報告書では、通学環境に配慮した高等学校を配置するため、当該高等学校の配置基準を含めた制度の在り方を検討する必要があること、募集停止を検討することとなる具体的な基準の設定に当たっては、現行の募集停止等の基準を維持するのではなく、新たな視点による基準について検討する必要があることなどが示されています。

県教育委員会としては、本検討結果報告を十分に踏まえながら、次期計画の策定に向け、今後の教育委員会会議等で検討を進めてまいります。

次に、学校における防災教育の目的についてお答えします。

防災教育は、万一の災害発生に備えて、児童生徒等に生じる危険や安全に避難する方法等について理解させ、状況に応じて自ら安全な行動ができる資質、能力を身につけること、自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで貢献できる資質、能力を身につけることを目的に行われています。

学校における防災教育は、発達段階に応じ、各教科や特別活動など学校の教育活動全体を通じて行われることが重要と考えています。

次に、防災教育の充実に向けた取組についてお答えします。

県教育委員会では、小・中学校を対象に、自分自身の命を守る行動を取ることができる自助の資質、能力を育成するため、研究指定校において、地域で想定される自然災害を踏まえ、外部専門家による出前授業や地域と連携した防災訓練などを実施しています。

また、高等学校を対象に、地域社会の一員として安全な社会づくりに貢献できる共助、公助の資質、能力を育成するため、実践校において、地域の防災関連施設等の視察や外部講師を活用した学習により、防災について正しく学ぶとともに、地域と連携して避難所運営訓練等を実施しています。

これらの取組の成果を学校安全指導者研修会で活用し、各校へ共有しているほか、県外の防災教育の先進校や東日本大震災により大きな被害を受けた地域の視察研修を行うなど、防災教育の中核を担う教員の資質向上に取り組んでいます。

○議長（丸井 裕） 警察本部長。

○警察本部長（小野寺健一） 警察安全相談の取扱状況に関する御質問のうち、最近三年間と本年五月末までにおける警察安全相談の取扱件数についてお答えいたします。

最近三年間の警察安全相談の取扱件数は、令和四年は二万六千六百五

十四件、令和五年は三万七百二十五件、令和六年は二万九千四百七十件で、令和七年は五月末現在で一万二千四十一件となっております。

次に、具体的な相談の方法と相談内容についてお答えいたします。

警察安全相談の方法は、警察本部や県内各警察署への電話や訪問、警察相談専用電話「＃九一一〇」への電話、青森県警察ホームページ内にあるメール送信フォームによるメール送信のほか、性犯罪一一〇番、少年相談窓口など専門の相談窓口への電話があります。

主な相談内容としては、近隣住民とのトラブル、知人間のトラブル、特殊詐欺関連、交通標識・標示関連、交通取締り関連、パトロール要望などがあります。

次に、相談における事件性の判断はどのように行っているのかについてお答えいたします。

相談を受けた職員が相談内容に応じて専門とする主管課や管轄警察署へ相談を引き継いで対応しており、主管課や管轄警察署において事件性を判断しております。相談者等の生命または身体に危害が及ぶおそれのあるものなど緊急を要する相談については、直ちに幹部へ報告して関係所属に引き継ぐなど、迅速かつ組織的な対応を取っております。なお、事件に関係しないと思われる相談につきましても、関係部署へ相談内容について情報共有を行っております。

次に、自動音声ガイダンスの導入経緯と概要についてお答えいたします。

まず、導入経緯から御説明いたします。

県警察宛ての電話については、その全件を電話交換を担当する職員が一旦聞いた後、用件先に電話を取り次いでおり、県民の皆様には同じ内容を重複して説明するなどの負担をおかけしております。一方で、犯罪の広域化、デジタル化などの治安上の課題に的確に対応していくためには、人が行っていた業務を技術に置き換え、作業の効率化を図りながらも、解決すべき課題に投入できる人員を確保する必要があります。こう

した観点から、電話受理件数の多い警察本部庁舎、青森警察署及び八戸警察署の代表電話に自動音声ガイダンスを整備することとしたものです。

自動音声ガイダンスの概要についてですが、外線着信時に機械音声で自動応答し、架電者が案内に応じた番号を選択することで、要件に応じた担当者宛ての内線番号に電話が転送される仕組みとなっております。このため、重複説明の回避につながり、県民の利便性が向上するほか、緊急以外の要件の電話対応に要していた人員と時間を治安上の課題解決に充たでき、結果として安全・安心という形で県民に還元できるものと考えております。

次に、警察官の逮捕事案に関する御質問二点のうち、本事案の概要についてお答えいたします。

本件は、警察本部に勤務する五十歳代の男性警部補が、共犯被疑者と共に、令和六年十一月二十日、青森県内のレンタルルームにおいて、当時高校生であった被害者の同意を得ることなく、わいせつな行為をしたものであり、本年六月五日に逮捕しました。男性警部補と共犯被疑者はインターネットの掲示板を通じて知り合い、男性警部補と被害者は知り合いではありませんでした。共犯被疑者と被害者については、アプリを通じて知り合ったものです。

次に、再発防止対策を踏まえた思いについてお答えいたします。

県警察では、警察学校に入校している初任科生を含め、全職員に対して機会あるごとに職務倫理教養をはじめとした各種指導、教養を実施してきたところでありますが、本件を発生させたという事実を受け、指導、教養がしっかりと浸透していないということについて、非常に重く受け止めております。

本事案を受け、逮捕後、直ちに全所属長に対して事案内容を知らせた上で、身上指導の強化を図るなどし、非違事案の絶無を期すよう指示いたしました。加えまして、逮捕翌日に行われた県下警察署長会議におい

ても、全所属長に対し、職員一人一人に対して、警察職員として厳守すべき職務倫理のさらなる浸透を図るよう指示いたしました。このほか、その後開催された幹部職員を対象とした各種会議において、職務倫理のさらなる浸透を図るよう指示しているところです。

県警察といたしましては、法令遵守はもちろんのこと、警察職員として高い倫理感を涵養すべく、全職員に対し改めて指導、教養を徹底するとともに、きめ細かい職員の身上把握と身上指導を徹底し、組織一丸となって県民の回復に全力を尽くしてまいります。

○議長（丸井 裕） 夏堀議員。

○三十三番（夏堀浩二） 大変明快な御答弁をありがとうございました。再質問を二点ほどさせていただきます、さらに要望もございます。

まず最初に、いわゆる幸運のサクランボのジュノハートでございますが、今年は随分いいような状況なんですけれども、ほかのサクランボは割とばらつきがあつて、よくないような話も聞きますし、例年並みとは言わないにしても、去年よりは少しはいいのかなという状況だと私は伺っております。また、ジュノハートはこれからですので、ちよつと目にちがずれていますけれども、大分よさそうだという話は私も伺っております。

ただ、それにしても、基本的にサクランボというのは日もちがあまりしないということは周知の事実ですが、ジュノハートは、サクランボ、桜桃の割には日もちがするとか、果実も固くて、割と歯応え、食べ応えもあるし、おいしい、甘いということでございますので、そういう意味では、これからサクランボ、桜桃の中では主力商品化していくのかなと私も考えておりまして、生産者もそれに随分力を入れているようでございます。

しかし、やはり中には粒が、ハートビートとジュノハートというのはサイズに若干の違いがあるにせよ両方とも大きいのですが、それより小さい、いわゆる規格外というか、傷がないんだけど、小さい粒のや

つがたまにというか、地区によってはその時期によって、また、年によってできる場合があるので、それは商品化できないわけではないと思うんですが、それはどうも規格外品として扱われているということで、それをもう少し何か商品化できるような、例えばプチハートとか、そういうような命名をして、販売に向くような形にするということも必要なことだと思いますので、その辺のところもお伺いしたいなと思っております。

○議長（丸井 裕） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） ジュノハートは、トップブランドにふさわしい商品作りに向けて、一定の品質基準や出荷規格を設定しているため、食味は規格品と大きな違いがないものの、規格外品が発生しやすい品種となっております。

こうしたことを踏まえすと、県といたしましては、生産者の所得確保を図るためには、名称を含め、規格外品の有利販売に向けた対策が必要であると考えており、現在、生産者団体や市場関係者等で構成するおとう「ジュノハート」ブランド化推進協議会において、他産品や県外の事例なども参考にしながら検討を進めているところでです。

○議長（丸井 裕） 夏堀議員。

○三十三番（夏堀浩一） よろしくお願い申し上げます。やっぱり桜桃というのは生食が主流でございいますから、確かにいろんなジェルを作ったり、様々ケーキに使ったりとかするんですけども、生食をするというのをどうしても皆さん方は楽しみにしているということがありまして、もうシーズンでございいますから、冬にサクランボが出てあまり売れなかったり、食べてもあまりおいしくなかったりということがあるんじゃないでしょうか、あと、逆にジュノハートを海外にも販売できるようなルートもできれば、またこれから面白い仕掛けができていくんじゃないかなと思うんです。日もちがある程度あるものですから、例えば台湾とか、香港とかにも知事自らセールスに持っていくっていただいて、できるか

きないかは分かりませんが、そういう努力を、「＃あおばな」よりはいいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、高校教育改革の次期計画についてお伺いします。

地域校という呼称でございしますが、どうも定着しちやつて、地域校というと、人が行かない高校だというふうに見えたりするので、受験したり、入学しちやいけないんじゃないかという風潮になるんじゃないかな、状況に既になつてきている。いずれ地域校はなくなるんだというふうな、そういう地域校という名称も含めて、いろんな形でこれからまた計画を策定して、様々新たな基準を検討するというところでございますので、そういうことも含めて地域校ということについて議論していただきたいなと思っております。

名称は、エリア校だとか、リージョナル校だとか、格好をつけられさういうようなこともありますけれども、地域の方々と十分連携しながら、小規模校ということではございしますけれども、その中で特にこれから必要なのはDX化、もちろん家の中でリモートというのも高校生も含めて、小・中学生もタブレット端末を持っているわけでございますから、遠隔授業を取り入れていくということも非常に大事なのかなと思っておりますので、地域校だとか、小規模校に関して遠隔授業を実施すべきだと考えておりますが、教育委員会の御見解をお願いいたします。

○議長（丸井 裕） 教育長。

○教育長（風張知子） 青森県立高等学校魅力づくり検討会議の検討結果報告書では、ICTの活用による教育活動の充実について示されているとともに、小規模校の配置に当たっては、配信センターから遠隔授業を実施するなど、小規模校における教育活動の充実を図る必要があると示されています。

また、今年度から実施しているミライへつなぐ遠隔教育推進事業では、令和九年度からの遠隔授業の実施に向け、県総合学校教育センター及び一部の地域校を含む受信校五校に必要な機器を整備すると

もに、遠隔教育システムの運用の検証や補習の配信などの取組を進める
こととしています。

県教育委員会としましては、本検討結果報告の内容や本事業の成果等
を踏まえながら、次期計画における小規模校への遠隔授業の実施につい
て検討を進めてまいります。

○議長（丸井 裕） 夏堀議員。

○三十三番（夏堀浩一） よろしくお願い申し上げたいと思っております。

あと、要望なんですけれども、いわゆる歯と口の健康づくりの推進に
ついてというところで、もちろん医療・福祉人材の県内定着というのは
強力にやっていただきたいんですけれども、歯科衛生士さんも青森県内
に三つかな、専門学校があるんですけれども、それでも県内定着が非常
に悪いということで、開業している歯科医院の先生方も、歯科衛生士さ
んの確保には、ぜひとも県内の学校を卒業した学生を採用していきたい
ということで、人材不足だということもありますので、歯科衛生士さん
も引き続き一緒になって、看護師さんを含めて、福祉人材も含めて強力
にやっていただければなと思って、要望しておきたいと思えます。

あともう一つは、三八地域の道路及び河川整備の件について、世紀越
えトンネルの国道百四号と百三号の鹿角市大湯間を結ぶバイパス及び
トンネルのことなんですけれども、勉強会ということですが、
ぜひ計画をきちんと立てていただいて、それを実施できるような方向に
持っていけるように一日も早くお願い申し上げたいと強く要望して、私
の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（丸井 裕） 以上をもって本日の議事は終了いたしました。

明日は午前十時三十分から本会議を開き、一般質問を継続いたしま
す。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時四十三分散会